

は役料百五十石の増給を要するを以て、人物の詮議つよく稍のちに廻るゝも、本祿既に三百石以上の所有者ならば、適不適の詮議少くして「一ひき」に次で昇進のありつき迅速なるをいふ。三は身は賢明に生るゝも依頼すべき者もなく、家祿も亦薄すければ、自然と時の至るを待の外なきをいへるなり

○年代記又は年代線の轉訛

廣島地方の方言に、事を煩縛しつこくたづぬる者を指して「ネンダアヒキ」又は「ネンダアクリ」などといふ、其義は今尙解せざるも、想ふに年代記を引くとか、又は年代を繰返すとかの轉訛にてはなきか、「ネンダアホリ」といふ者もあるは、年代を穿鑿するとの事なるべし

○寝に就くを可部に往く方言

廣島地方に於て寝ひに就くを「可部に往く」といふ方言あり、可部は廣島を距る四里餘りの川上にあり。人々多くは可部を距る又一里許り、吉田に至る道に根の谷といへる地あるをもて、此方言を生せしものならん」と。歌林良材に「かべ」夢をいふ、夢はぬるにみるによりてなり、壁かべもぬる物なるによつてなり」とあり以て證すべし

○御きんとう言葉の意味

一夕友人來りて曾て貸付せる書籍を約日を違へず返納せらる、余は之を受取りつゝ曰く、誠に「御キントウ」の事なりと、而して余は又笑ひながら曰く、小生只今「御キントウ」の言葉を以てせり、久振りで郷里の方言を不圖口走りしが、此言葉は如何なる意味をいひ來りたるものかと反問したれば、客も亦笑ひながら廣島にては能くいひもし、聞もせしが、某も亦何の意味たるを識らずと答ふ。客去りたる後」余は何か考證もあらんかと數書を繙きしうち、或る辭書にて「キントウ。俗に金錢品物の貸借請渡などを聊も違へぬ」とあるを看出しぬ、仍て思ふに、返納者の信義を重んじたる行爲を賞讃せし意味にてもあらんか尙釋ぬべし

○一疋一本

舊藩の頃、一疋一本の俚諺ありたり、是は藩士の祿三百石以上を有する者は、常に家には馬一疋を飼養し、途には鎗一本を携帯せしめて資格の上その權式を保つとを要す、故に是等よりして世の面目に關し、汚辱を受けざるやう遂行するとき杯に多く此語を假用したりき

○スヤと跡の舞

廣島にて今現實に爲しつゝあるを聞き、急ぎ往て觀れば其事は既に結了したる後か、或は欺かれたるに近きとき杯の事を、方言「スヤ」といへり、余は此言を以て宮島より起りたるにてはなきかと想へり、宮島にて島廻りのとき、七神社の内三所に於て食事を饗應せらるゝの儀式あり、而して須屋浦



神社に於て餠餅を饗せらるゝを最末とせしが、是は只その物を観るのみにして箸をも附けず、食しもせず、其儘にして立去るが故に此空式のある所の地名を假用して「スヤ」の方言を生せしならんか（宮島にては「スカ」といひしと聞く、儀式も今は多少異同あらん）。又廣島にて或る事あり、往いて觀るも事は濟みて他人は既に解散せしか、縦令ひ人残り居るも目的物には間に合はざりしとを、方言「跡の舞」といへり、余は是も亦宮島より起りたりと想へり、陰曆のころ嚴島神社に於て三月十五日夜は桃花を奉り九月十四日夜は菊花を奉る大宮祭といふとあり、共に重大なる祭儀にして舞樂も亦頗る鄭重なりき、而して兩夜祭の翌朝は必ず眞に形ちばかりの舞樂あり、素より拜觀する程のことに非ず、樂音を聞き行き見れば事は既に了り居れり、當時前宵の大祭に對し俗に之を跡の舞と唱へ居たれば、遂に一種の方言となり廣島にも傳はりて常語となりしか尙釋ぬべし。然し今は翌朝の舞樂は行はれざりしと聞けり

## ○越度の解釋

廣島の方言に物の多きとを「エツト」といふ、小兒の澤山食するを見ては、此兒は「エツト」たべるが食ひ過ぎではないかといひ。人に託した五歩／＼の配分物を、彼は比較的少量に我に送り來れば、「エツト」頂戴して御氣の毒であるといふが如きの類なりしが、「エツト」の解釋は越度にて、即ち度を越えて澤山なりといふ事なるべし

## ○坐具を投る

人の中違ひより葛藤を生じたるを見て、之を和解せんと欲して仲裁に立入り、種々と利害を説破し盡力に勤むるも、双方とも聞入るの意なきに依り、仲裁人は遂にヒを投て引去る等のとき、廣島にては之を坐具を投げたといふ。坐具は禪家勤行のとき、敷き坐するものなれば、想ふに此言葉は佛家より出たるなるべし。他を濟度して苦海より救ひ、彼岸へ渡さんとするも、用ゐざれば止むを得ず濟度し得ず、折角敷きたる坐具も投げて勤行を止むるも同様なりと、歎息せしものならんか尙釋ぬべし

## ○人の牛蒡で法事

人の牛蒡で法事をする」とは廣島地方の方言なり、例を示せば、自己負擔すべき事柄にても、偶、他人が出金して同し事柄を委託したる時などに、自己は格別出金もせず、程能く自己も負擔者の如く装ひて、其事柄を濟せる等の場合に多く用ゐる甚だ狡黠なる行爲なり、然るに精進料理に野菜を用ゐる多數の中に牛蒡を撰びたるは何等の因縁なるか解釋に苦しみしが、近ごろ不圖思ひ出したるに、此言は牛蒡に非ずして、御坊にては之なきか、御坊とは、或る書に僧を敬ひ呼ぶの語とあり、然らば他人が僧を招きての供養などあるとき、我も其仲間割り込み、左程手を濡さずして施主の一人となる、卑劣の所業を指して斯くやいひたるにてはなきか、素より牽強附會の考案なり

## ○數に於て貪ぼる



或ひとの笑話に、廣島の者は東京あたりの者よりは物の數に於て食ぼると多し、例を舉れば俚諺に東京にては「鬼も十七番茶も煮端かた」といへば、廣島にては「鬼も十八血氣の盛り」といひて一つ貪り。小兒をあやす歌に東京にては「お月様いくつ十三なつ」といへば、廣島にては「あとう(月のと)さんなんぼ十三こゝのつ」といひて二つ貪り。七月十日觀世音の大縁日に參詣するを東京にては「四萬六千日」といへば、廣島にては「四萬八千日」といひて途方もなく二千日の功德を延べて食ばれりといふ。同地にては六千日といひしとの某日記を見受けたり

○モロブキ年初の儀式を飾る

廣島にては夫婦同行するが如きを觀て「モロブキ」といふ、「モロブキ」は新年家の内外に於ける諸儀式を飾る山草の名にて、東京にては之を「裏白うらしろ」と稱へ、我廣島縣の東郡より北奥の郡に掛けては「山草くさ」とも呼ぶ所あり、葉の形ち齒朶くはと同じくして葉の裏白く之を注連の繩に挿み、又は葉のまゝに三寶の上、又は他に用ゐる所多し、莖の根もとより葉双方に規則正しく並び伸び居れば之を夫婦同行の時などに形容したるが方言の創めならんか。頃者或書を讀しに「モロムキ」諸向の義、齒朶と同じとあり、然らば廣島の「モロブキ」といへる「ブキ」は「ムキ」の訛りにてはなきか、何は菟もかく葉の表裏色を異にし、兩々相對し相向ふるものを新年の儀式に用ゐるは、陰陽の道にも適ひ、夫婦の長へに睦べるに形容せしも面白しと謂ふべし。因みにいふ出雲の國にても「モロムキ」といひしと聞く、

古言正しき國とも聞けば或る書と合一するも宜なるかな

○冷飯一には居候

昔時廣島にて家の嗣子相續者にあらざる二男三男、又は弟等の部屋住へやすみたる者を、蔭口かげぐちに冷飯ひやめしと綽號せり、此言専ら武家に行はる、蓋し他家の養嗣となり祿を受けるの身となるまでは、一家の掛り人にして殘飯の外は食し得ざりしとの冷稱に出づ。又一には居候ゐさうらふとも呼びたりき

○同じ三分なら海田から

昔し廣島東郡の農人、宮島に參詣せんと欲し、安藝郡海田市に來り渡海の船賃を問ふ、舟子は銀三分なりと答ふ、農人以爲く、是より廣島へ二里許あり、同地まで往て乗船せば船路を縮め賃銀も亦減せんと、足勞を厭はず廣島に來り渡海の船賃を問ふ、舟子は銀三分なりと答ふ、農人愠りの色を生じて曰く、同じ三分ならば海田より乗らん」と忽ち海田へ引返したりといふ、事は笑話なれども率直の情掬すべし

○年長の妻を「カワ」といふ

一婦人あり、物識りの先生を訪ひていへり、廣島にては妻の年齢夫より多きものを「カワ」女房といひますが、何の理由にて斯く申せしや」と、先生素より其出處を知らざれども、知らぬ事嫌ひの人なれば、種々と古書より引證を述べて一時を糊塗せんとせしに、婦人は肯んせずしていへり、先生「そ



これは事實とは思はれません、年の隔りある若き妻帯者を若女房もちと申せしかば、「カワ」は「ワカ」の反對より出たりしものと思ひます」と、彼の「婦人は鼻たか」と先生の鼻柱を挫き去りたりといふ

○結髪の言葉遣ひ

廣島にて男子が結髪せし封建時代の頃より、「髪をゆひ」しとを、男女とも自己のならば「髪を申しました」といひ、他人のを指しては「髪をおつしやいました」といふ、此二語は二度の轉訛より出たりと想はる。最初に「ゆひ」を「いひ」と訛り、「いひ」は言ふにして即ち「申し」「おつしやい」に通ずれば、再び訛りて斯くありしならんか

○婦人の後姿婀娜の冷評

上流川町の北に行詰りなる淺野侯爵家の所有、今の泉邸が御泉水と稱せし頃、廣島の戯言に、婦人の後姿婀娜として一點非難の無き者を、前に廻りて其顔容を一見すれば、醜黒平々凡々にして前後大に懸隔あるを御泉水と冷評せり、是は遙かに後園の河岸を望めば、極めて美觀なるに引換へて、門前は當時只白壁の殺風景たりしのみにてありたれば、之が形容を爲せしものなりき

○海田に本郷の一口歌

廣島にドッイ、ドゴダイ、海田に本郷、のつけにそつた歎」といふ一口歌の如きものあり、昔し陸路東武江戸」今の東京に到らんとする者をば、親戚故舊に於て城東二里許りの海田宿まで送り來りて

此處に相互分袖し、其夜は四日市驛」今の西條あたりに宿し、次で本郷宿に出るの順序にして、是より行程は尙二百幾十里あり、日子も亦二十數日を経過するに非ざれば江戸に達することを得ざるが故に、勇氣は益々鬱勃として只奮進のことあるのみなり、然るに發程の當初よりして、忽ち氣倦み神疲れて趨起逡巡するとは、沙汰の限りに非ずとの嘲罵の意味より起りたるなるべし。されば之を以て人の薄志弱行者に對する警語ともせり。「のつけ」とは最初の意か、「そつた」とは後方に顛仆することならん

○ホイトウの言葉

廣島地方は申すに及ばず、近國に至るまで人の門戸に立ち、食を乞ふ者を指して「ホイトウ」と呼ぶ、然れども之を京都」大阪又は東京等に於ては解せざる言葉なるに、中間を隔て、奥羽にては此言葉通用するものゝ如し、仍て何か本義もあらんかと心常に存し居たるに、測らずも或る字書にて左の如く載せあるを發見せり

ほいと 禪家にて飯米を陪堂ほいたうといふより轉じて米を乞ふ意かと云、或は廢人はいとの轉かといふはいかゞ  
乞食の異名

○廣島言語の一片

此一文は、明治三十四年十一月、余が藝備日々新聞社に郵寄して同月二十九日」三十日の兩日、同新聞四八〇二號及び四八〇三號を以て雜報へ分載せられたるものなり、既に十餘年を経過の後なれ



ども、今又之に修補を加へ他日の参考に供せんとす、同四十四年七月一日追録す

明治三十四年の藝備日々新聞四七三四號雜報中に記載せる「廣島に於ける口語と兒童」と題せる一文は「わからず屋主人」といへる匿名者の作なれば、其人の誰たるやを知るに由なきも、想ふに他の府縣人にして廣島に永住せしものにあらずんば、斯の如き自他區別したる詳密の調査は爲し能はざる所ならん、されば主人が廣島言語を矯正せんとの厚意は豈謝せざるべけんや

抑、余は明治二十年の頃より、不肖及ばぬと思へども、舊藩時代の事物にして、余の耳目に觸れ、記憶に存せしものは、盡く筆記しおかんとの微志を起せしが、學識。資力。間暇の三件乏きが爲め、萬一をも遂ると能はず、只同二十五年九月を以て「藝藩三十三年錄」同三十三年五月を以て「廣島蒙求」を著述し、俱に刊行して世に其の拙劣を示したり、次で又同年の十月以來「藝藩學問所記事一片」を起草して略終了せしも、未だ世に發布の機を得ざる次第なるが、藩時の言語に於けるも記しおかんとせしに、幸ひなる哉主人の厚意に遭遇せしを以て、茲に主人の記事範圍内に於て述る所あらん余が郷關を出しは明治五年四月十一日なり、其頃迄存せし言語を大別すれば左の如し

一、侍士言葉

二、御歩言葉

三、番組「足輕言葉

四、町人言葉

五、多門言葉

是當時階級制度の遺物として言語にも尙劃然たる區域立ち居たり、其外水主町言葉。六丁目（今の大手町九丁目までを含む）言葉。一本木言葉など場末の言葉もありたりき、爾來余は種々なる用務にて屢々入郷し、滯留永きは一年にも及びたりしが、其度毎に言語の變遷には驚かすんばあらず、前に列記せし一、侍士二、御歩行の言葉は聞んと欲して殆んど絶無に近し、今の用ゐる所は、三、番組足輕以下の言葉にして、四、町人言葉尤も多存せるは勢ひの然らしむる所ならん、主人が「少し町寧にいふ場合には「ガイマシタ、なごいふ」と書したる「ガイマシタ」の語は、侍士言葉には決して無き所にして、此語昔時下流の婦女や子供の専ら演べたる所と覺ゆ、五、多門言葉といへる多門とは、藩士邸内の長屋のことに、之に住せる者の言葉は一種あり、當時町人言葉に比して稍、上品なりしは常に上位の者に接遇して「遊ばせ」言葉を用ゐたるに依れり

主人は「ト抜き」の上に安藝の二字を加へられしも、獨り安藝のみに非ず最寄り近國は同一なり、少しく酷評といふべし、且「ト」は脱けるとも支障なき余の説あれども爰には略す（主人の例を示されたる中の「何々いふ人が来てちやつたけん」の語も、昔時にあつては下流者相對の言葉なり、追記）

附言 明治三十五年四月日は忘れたれども、一日重野成齋翁を訪ひ、用談の後、話は言語發音の事に移りたれば、其問答を拙文とし「發音の話」と題し、是亦其頃の藝備日々新聞に掲載せらるゝ「ト抜き」のとも文中にあるを以て贅を厭はず爰に鈔録して挿入しぬ



前略、僕のいふには、發音は決して遺傳や家の長者の音のみを發するものではない、全く生長する土地の音を自然と發するのである、一例をいへば、我縣から東京へ轉住の後、生れたる小兒の發音は、一家は申す迄もなく近隣も同縣の轉住者である、然るに小兒は是等の音に染まず、純然たる東京音を發し「カキケコ」の濁音も、規則正しく鼻音に入るのである、又「イキエエ」も「ヒヘ」も其發音は混淆して、遂には誤て全く倒用する杯も東京人と同様である

東京人の「カ」の濁音が、僕の耳には澄める「カ」と「ア」との中間の音に聞える、「キクケコ」の濁音も、同様一種中間の音に聞えるを述べた、そこで翁は種々と發音のことを述べらるゝ中に同じ「カ」の濁音も二様に分けて用ゐる場合がある、是は或る淨瑠璃を語る時、「ガガ」と重ねる最も區別する所の必要がある、徳島縣人が之を分けて語るのは自然に出るが、他邦の者が分けるのは眞似をするのである。人が東京に来て能く耳障りにするのは「ヒ」の音を「シ」と訛るのである、今は下等社會では訛りの極、假名をかくにも火を「シ」雜を「シナ」とするものもあれど、元來この發音を能く聞けば「ヒ」にもあらず「シ」にもあらず「シ、ヒ」の中間より出るのである、箇様な微妙の音は多くは複雑なる都會で發するものであると述べられた

夫から僕が又いふには、廣島縣人の言葉には「ト」が脱ける、即ち安藝の「ト脱け」などと冷評せらるゝことを能く聞かぬが、僕は支障はなきと思ふ、「學問いふものはせねばならぬ」、「酒いふものは

多量は悪い」と。「イフ」と「モノ」この邊りに、自から「テフ」ともいふ様な音を含んでをること述べたれば、翁のいはるゝには、山口縣人の中にも「ト」が脱ける者があるやうなれど、是は言葉遣ひの都合であつて、言葉の中に自然と「ト」を含んでをる、文章の上まで脱けては困るが、言葉の上よりしていへば「顔回ナル者あり」といふより、「顔回イフ者あり」といふのが穩かであると述べられた

主人は「著しく耳立つて聞えるのは手といふのを、テと約めずに、チエといふ」といへり、之に就ては數月前にも或縣の某氏は余に向ひ「廣島縣人は手といふ言葉を、テウと呼べり、訛りの甚しきものなり」と笑話せしが、余は之に答へていふ、口或は悪しかるべきも、聞く耳も亦過まれり、廣島人。手を必ず「て」と呼べり、例せば、手がでた、手が隠れた等の類なり、只手の接續に「を」のあるときに限り、テウと響きて、又例せば、テウ出せ、テウ隠せ等に聞ゆ、異例かは知らねども、他の府縣にても多くは、手斧を「テウノ、手水を「テウヅと呼び、穉兒に左右の手を合せ拍せるを「テウチ、と教ふるが如きを以て考ふれば、廣島の、テヲをテウと呼ぶは、聞く人の笑ふが如きものにはあらずるべし」といひたりき、主人の耳に、チエと入れるは如何なる場合に響けるか、余は入郷の日更に研窮せん

附言 手を「テウ」と呼ぶにつき、余は更に左の一文を草して、同新聞社に送り、同三十四年の十



二月十二日、同新聞四八一三號に掲げられたれば、茲に挿入す（記中郷友某氏とあるは今日は故人となりし廣島の西里餘草津村の小川清介氏なり、追記）

廣島言語の手に就きて

過日余の貴社に寄送せし、廣島言語の一片と題せる文中、「手」の呼び方につき、郷友某氏は頃日音信の末に、「てう」と呼べるの古言を示されたり、厚意多謝の外なし、屢々貴重の紙上を煩はすと雖も廣島人の訛りにあらざれば、掲げて世に明かにせられんことを希ふ

出雲風土記に 御子乗船而率巡八十島、宇良加志給鞆猶不止

契沖雜記に云ふ、世に幼き兒をテウラカスと云ふは、此ウラカスに手を加へて云へるにや。日本紀に、推をウツラカスと訓めり、ウラカスと云ふもこれに同じきにや

某氏の案するに、土語にテウコバヘルと云ふことあり、バヘルは、ソバヘルにて、なれたはむる意なれば、是も同様に、手コを加へてテウコバヘルといへるには非ざるか、語尾にコを加ふるは其例に乏しからず、又コネル。コサグル、コソグル。コデル等の語も多ければ、原語はコソバヘルにて、テウコバヘルと云ふときは、ソの言省かり、ソバヘルといふときは、コの言省かりしにや

主人は「ソーベ」なる語を奇怪の一とせり、余は此語の何の意味たるを知らずと雖も、人の用ゐ

る所を聞くに甚だ卑猥の言語たるが如し、余も亦之を奇怪とする者なり、明治五年以前、余が在郷のとき迄は曾て聞かざる所なれば、近年土地の發生か、又は外方よりの輸入なるべし、孰れにしても是等の言語は撲滅して可なり

附言 同三十四年十二月十日、同新聞四八一三號に「ソーベ」語の出處につき記事あれば、漏さず謄寫しぬ

小鷹狩氏言語の一片を讀みて 小鷹狩元凱氏の「廣島言語の一片」を讀みて感心せり、而して「ソーベ」の一語、明治五年以前はなしとの事なるが尤の事なり、這是明治六七年の頃、人力車調製者多く、當時研屋町柴田惣兵衛なるもの塗物を職とせり、故に人力車を新調すれば必ず之を塗らしむ、然るに多忙中故か、將た等閑に附する故か、兎角期限より後れ、言ふところ信用せられず、故に人を馬鹿にしたことを「ソーベ」といふ、是車夫仲間の詞なれども、遂に波及して廣島全體の言葉となりしなり、依て言語一片の補足となさん（無名氏）

「ノ」の語尾、「ヒチグルフ」の方言、「ソラマメ」の誤用に對しても、主人の説ありしが、余が實系なる大父を山下愛藏、名は正彦といふ、其著書に「庭のをしへ」といへるもの三冊あり、文政五年九月の脱稿なりしが、第二の巻は専ら廣島の方言を載録しありて、「ノヒチクルフ」ソラマメ三件も此中に記せり、故に今之を抜寫して此文の終結とせん



一上かたにては言葉の末になどいひ、東武にてはねといひ、藝州にてはのといふ、此のといふを、上  
がた東武などにてはわらふといふ人あり、これまたあやまちなり、なにぬねの五音通るなれば笑  
ふべきにあらず、いづかたにてもつかふべき言葉なり、それをのをと引て、五位のよこによぶ聲の  
ひゞきあるゆゑに笑ふなり、のといふをわらふにはあらず(元凱いふ北陸道の人の發する此語尾は、  
余の耳には「ニ」又は「ニイ」に聞ゆ)

一藝州城下にては、うは、まめとゑんごうの名をとりちがへたるなり、丸きがゑんごうなり、大にして  
長きがうはまめなり、ゑんごうは圓豆ごかく、うは豆は上へむきてなるゆゑ空豆ともいふ、土民は  
よくわきまへしれり、さはいへど、苑豆の字かきたるもあり

一俗にひちぐるふといふ言葉は、備後の國世羅郡のうちかとおぼゆ、しち村といふあり、小童村ごか  
けり、しちぐるひも必ず小童狂と書なるへし、ひちぐるひ、しちぐるひのしひも亦いきしちにひみ  
いりゐの横のかよひなるべし

○過去不成の事を繰言せん

事は過去の不成に屬すれども一言しおかん、故龜岡勝知氏屢余に語りたることあり曰く、明治五六年の  
頃「廣島縣權令伊達宗興氏は、如何なる先見のありてか縣廳を備後尾道に移さんとし、内に在りては

僚屬に其掛りを命じて調査に従事せしめ、外に在りては當時府縣は大藏省の直轄たりし爲め、移轉の  
利なるを同省に上申せしかば、省議既に整ひ實施の運びを見んとするに近づきしが、同省に於て前  
島密氏は大いに其非を論じて議は遂に止みたり」と

余が前島氏と相識りたるは明治十四年、氏の官職勇退の後にあり、平日深交なしと雖も、以來二十年  
の間、時に面會せしとあれば、龜岡氏の話を以て之を氏に正さんと欲し、いつも忘れ居たりしが、今  
茲春來或る業務の爲め氏と切々相會するの際、一日偶々此事を思ひ出せしかば、余乃ち問を發したる  
に、氏は答へていへり、お話聽けば臆氣に記憶に上れり、此頃縣廳の廢置分合は頗ぶる頻繁のとなり  
しが、僕が廣島廳の他轉を非となせし要旨は、幅員狹隘の尾道を以て縣廳設置の地となさんとは適當  
とも看認め難し、且僕の特論として些少の不便あるも既定の廳地は漫に動かすべきものに非ず、新地  
の舊地に優れると必し難きを以てなり、況んや廣島は諸般の機關相備りて地方政治の好中心たるに於  
てをや」と

嗚呼時の勢ひを以て移廳のと行はれたりと假定せんも、廣島縣廳の再興せらるゝは火を賭るが如く明  
かなれど、一朝の混雜を生じて多數不平の人を出すが如き活劇を見るに至らずして止みたるは廣島の  
幸運と謂はざるべけんや

序を以て又一言しおかん、縣廳を尾道に移さざりしを以て同地の人或は無窮の恨事とせらるゝ者あら



ん、是多少人情の免れざる所なりと雖も、必要あり廣島縣を二分し、尾道と廣島とに兩個の廳を設くるとせば別論なるも、依舊一治の下に置かんと欲せば、廣島に存廳せざるを得ざるべし

憶ひ起せば明治六年のとなりき、下野國は初め數箇の縣廳ありしを漸次合併し、最後に宇都宮縣を廢して朽木縣の管轄に入れて一國一縣とせり、時に余輩と共に宇都宮營所に在勤せる陸軍裁判官の青柳忠一氏といへる人曰く、野州を合同一治の下に置かんには縣廳の地位宇都宮に過ぐるものなし、而して今や朽木を以て中心と爲すもの之が解釋に苦しめりとて諸種の事例を引證して氏が論じたるには余之に同意せり、後十年許を経て遂に宇都宮に移廳を看るに至れるは數の免れざる所ならん、蓋し比較上宇都宮は朽木に優れるを知れば、日清戰爭以降の形勝を以て察するも、廣島に縣廳あるは尾道に優れると知らるべし、且余は前年移廳の行はれざりしを以て、却て尾道の爲め賀せざるを得ざることあり、請ふ少しく之を述べん

王政維新の初め紀州は朝廷の御覺え宜しからざるが如し、故に之が恢復を圖らんが爲、紀藩を代表して上京したる藩士の人物に伊達五郎といふ者あり、勤王の實を擧げんと欲し盡瘁せりと聞く、五郎は即ち宗興氏のことにして、時に紀藩の聲望此人に屬せり、されば廢藩置縣に際し撰ばれて廣島縣參事を以て赴任を爲し、次で權令に進みたりしが、廣島滯在中の効果「廣島退去後の消息を看來れば、龍頭蛇尾の歎を抱かしめたり、是草創銳進の才に富むも、守成整理の智は乏しきに因れるものなるか、果し

て然りとせば移廳の考案も卓見より出たるものとも謂ふべからず、抑、藩時に於て全盛を極めたる廣島の豪商は多く例産して今は何地に存在せるやを知らざる者あり、其原因素より各種なりと雖も、新置縣廳に倚りて事を成さんとして失敗せし者も亦之なしとせず、尾道の諸氏は鄭重事を處せるを以て、迂濶に人に頓使せられざるは深く信せりと雖も、人情の弱點よりして推せば、或は新廳移設の愉快に沈醉し、官の要求に従ふと多く、爲に萬一の誤りを來せば、今昔共に隆昌の態度を維持せる名家中にも傾倒の慘狀之なきを保し難し、是余の移廳の中途敗れたるは尾道の爲に幸運とし、豈之を賀せざるを得んや

之を要するに、天正年間毛利氏が五箇の庄に廣島城を築きたる以來、廣島と尾道とは一治の下に雙立親睦せる關繫あれば、未來永世相離れざるは余の希望に堪へざる所なり、而して廣島諸氏に在りては移廳の奇禍に遭遇せざりし來歴を記憶に存せられんことを、是亦余の希望に堪へざる所なり

附言 この本記事は明治三十四年十一月二十日、藝備日々新聞四七九五號に出づ、余の郵寄なり







著書來歴

廣島雜多集

全一冊

右は廣島の掃よせと題し大正二年五月の頃より草案せし小冊子なりしが其頃ほひに起稿したる廣島笑話といふ小冊子もあれば後日此兩草稿を合併して廣島蒙求次編と改題せしものなり然るに舊掃よせは蒙求前編の撰とは自から趣向を異別すれば今回印刷公行の時に際し復び蒙求次編より分離し且新たに廣島雜多集と命名して獨立と爲す其記録は 年中行事の少部分、今時は既に絶滅せし舊時の事柄、方言の略解釋、芝居興行の沿革、言葉の變遷、俚諺俗歌、其他雜多數件なり尙是等種類は幾百あるも老來急速に纏め難し甚だ遺憾とす

起草 大正二年五月日不詳 稿了 同 九年二月十五日

分離 昭和四年九月三十日

弘州町屋高

自撰白鳥季中川事



自慢白鳥年中行事自序

明治辛亥夏の頃偶然心に浮び出たるに任せ余が生地白鳥の年中行事を筆記したるが積りこゝて小冊子となれり然れども行文鄙野を免れず記事又往昔の過去に屬し固より看るに足らざれば他見を憚り居たりと雖も久留藝備社主幹の知る所となり遂に其需に應じ之を其藝備之友へ數回に分載せらるゝに至る初回「自慢の發端」といへる一章の紙上に出るや思ひ測らずも郷友の言語又は書翰を以て好辭を送らるゝもの往々之ありたり畢竟記事行文の佳否を問ふに非ず郷里忘れ難く懷舊の情緒發露したるの故ならん其後標目を増加し文詞も亦修正したれば機あらば梓に上さんと欲し先づ最第一に送られし東山玉置氏の來翰を附載して爰に此序文を結べり大正丁巳十月東京牛込の弊宅に於て弘洲隱史元凱識す



肅啓殘炎之候愈御清康拜賀之至り奉存候  
御名文拜讀宛然柳々州の記事の如く難有  
奉多謝候

從是は甚御無沙汰申譯無御坐候左之一絶  
御叱正被下候はゞ難有御禮申述候

代簡述懷

七十餘年懷舊情武文經歷國干城稜々氣骨  
堅如鐵向日葵心捧赤誠

大正六年八月十八日

謹乞郢政

東山生

弘洲先生

泉比下

### 凡例

- 一本著は専ら嘉永慶應年間の實況なり故に明治維新以降數多の新設又は變更の事蹟は用あるものゝ外一切記載せず
- 一本著の春夏秋冬及び月日は總て大陰曆の時となす
- 一事蹟今時は既に廢絶に至るものあるも一々之を辯明せず
- 一記事の關係に依り廣島一般の年中行事に通ずるもの亦多しとす
- 一久しく東京移住後の作に依り地名其他物名今と文字相違等あらんも往昔の儘とす
- 一蟪蛄集の拔萃を附録とし舊蹟又は沿革の參觀に便とす
- 一實父山下梅鶴先生の著蟪蛄集の拔萃を附録とし舊蹟又は沿革の參觀に便とす



肅啓殘炎之候愈御清康拜賀之至り奉存候  
御名文拜讀宛然柳々州の記事の如く難有  
奉多謝候

從是は甚御無沙汰申譯無御坐候左之一絶  
御叱正被下候はゞ難有御禮申述候

代簡述懷

七十餘年懷舊情武文經歷國干城稜々氣骨  
堅如鐵向日葵心捧赤誠

大正六年八月十八日

謹乞郢政

東山生

弘洲先生

臬比下

### 凡例

- 一本著は専ら嘉永慶應年間の實況なり故に明治維新以降數多の新設又は變更の事蹟は用あるものゝ外一切記載せず
- 一本著の春夏秋冬及び月日は總て大陰曆の時となす
- 一事蹟今時は既に廢絶に至るものあるも一々之を辯明せず
- 一記事の關係に依り廣島一般の年中行事に通ずるもの亦多しとす
- 一久しく東京移住後の作に依り地名其他物名今と文字相違等あらんも往昔の儘とす
- 一蟪蛄集の拔萃を附録とし舊蹟又は沿革の參觀に便とす
- 一實父山下梅鶴先生の著蟪蛄集の拔萃を附録とし舊蹟又は沿革の參觀に便とす

自慢白島年中行事凡例の部第六項正誤  
一蟪蛄集云々の一行二十五字は重複誤植に付塗抹す



自慢白島年中行事標題

自慢の發端……………一  
 西白島町の綱引……………八  
 初 午……………一三  
 社 日……………一四  
 大師廻り……………一六  
 端 午……………一六  
 國主祭……………一八  
 鳥毛槍……………一九  
 兩白島町の御供船……………二〇  
 九軒町磧の火振り……………二一  
 清正公……………二三  
 輪くゝり……………二三  
 一本木の踊り……………二四

地藏尊大縁日……………二七  
 烽火の練習……………二八  
 乙九日……………三〇  
 亥の子祭り……………三一  
 雜……………三三

附 録

蠅螟集拔萃……………一

追 記

白島巡り……………一

自慢白島年中行事

安藝 小鷹狩元凱 著

○自慢の發端

人。他郷に棲息し、心。天下を睥睨するも、春の晨。秋の夕、誰か懷に故山の月花を忘るべき、嗚呼吾儂は是藝州の廣島に生れ、而して廣島の白島に生る、白島實に吾儂を産み、而して又吾儂を長じたれば、事に接し物に觸れ、懷ひの白島に至れるは人情止むを得ざるなり。夫れ白島は廣島城の北端にして大田の大川南流し、將に廣島に入らんとするや、右と左の二流に分れ、堤頭の突出する所、之を一本木の鼻と唱ふ、一本木は即ち白島の最北なり、されば廣島をもて人身に喩ふれば、白島は頸頤以上の位置と謂はざるべからず、往昔天正文祿に當り、毛利氏五箇の庄を撰擇し、城郭市街を此處に創造し、其名を廣島と定めたり。白島は五箇の一に居り、箱島の庄と呼ばたりしを、いつの間よりか白島と換稱するに至る、既にして毛利氏は長防二州に縮封せられ、之に代りて福島氏、藝備兩國の主となりしも年長からずして滅亡す。次で元和の五年を以て、舊主淺野家三代の、長晟公あきむねには紀州より、封をこゝにぞ移されける、時に廣島の經營たる、城市は概ね整修し、繁榮日々に加はるも、白島は尙



人家極めて稀にして、草萊道を塞ぎたる、荒蕪の地にてありしといふ。爾來年月を積むに従ひて、人口大に増殖し、土地大半は武家邸にして、市街も適所に設けらる、嘉永慶應の頃ほひは、戸數大凡一千と稱し、總ての機關備りて、自からは一郭の形勢を爲せり。故に自慢の記事の現状も、此二十餘年間を寫し出せしものとなす

試みに白島周圍を漫歩して、耳目に觸るゝ感興の、其梗概を述んには、西方面を起點となし、小姓町門を北に出で、羽子板堀と名の高き、奇形の濠を左に視つ、西白島町を直進し、堤みに上りて見下せば、大田の本流漾々々、水は清く沙また白し、此川獨り舟楫の、利あるのみにあらずして、獲魚其他に收益多し、先づ指を僂ふれば。沍寒の極度漸く去りて、春信將に來らんとせば、白魚といふ寸にも足らぬ小さき魚の、幾群れとなく汚れり、之を膳上の下物となせば、風味頗る高尚なり、此魚に綽號あり、最初に町人、最終にお侍士とぞ云ひにける、何の故かを釋ぬるに、初出の頃は骨なきも、終期に近くなりぬれば、骨を生じて噛み力あり、侍士の氣質としては、軟弱を避け強硬に、至るを待ちて食するなり」と、這はこれ言葉の美なるにせよ、實を叩けば侍士多くは貧乏なり、終りの廉價に非ざれば、口福得がたきこの嘲諷に因れり。百花は零落、新緑は扶疎、八十八夜も過ぎければ、鱒は活潑撥刺として、深淵の中飛躍せり、之を漁せんご幾多の舟は、初夜の頃より集ひ來て、網を下すに順序を立て、先到舟の着手を待ち、後來舟は之に従ふ等、川規を甚だ勵行す、東方已に明んとせば、漁具

を收めて四散せり。梅雨初めて霽わたり、暑威の逐日加はるころ、滿川の水嵩さ平時に増し、濁色なして流るゝを、河岸に立ちて熟視せば、亦これ寸にも足らぬ小さき魚の、姿の沙魚に似たるもの、黒山なして汚る、方言之を祇園坊といふ、祇園祭りの氣節の故なるか、一種の手網を汀に沈め、掻ひ上ぐれば四五升の、捕獲は瞬息の間に在り、此魚は、一年限りのものなるか、或は伸びて他名を得るか、未だ之を詳にせず。秋風漠々として涼意は肌に親しめり、川も漸次に涸るころ、數はさまでに多からねど、巨口細鱗の鱸魚また上る、傳へ云ふ鱸海中にあり、脂肪の加ふるに得堪へずして、川に來りて之を落すの爲なり」と、捕へて以て膾とせば、豈松江の美を羨むに足らんや。然り而して此川の大立物は鮎となす、鮎や尤も多く産出し、尤も能く成長し、人々之を歡迎せざるはなく、天下に無比と誇るに足れり、春の社日の頃ほひは、三寸四寸の長けとなり、水底深く石ある所、其群れ立ちて快然と、遊ぶを見るも面白く、中元後よりは日々に、肉最と肥り味最と旨し、秋の彼岸となりぬれば、長けは七寸八九寸、罕には伸びて尺といふ、皆これ滿腹に子を持ちて、別種の佳味を添ふるを覺ゆ、徳川幕府の盛時には、藩は可部の急流に、梁を設けて鮎を捕り、之に鹽をし鹽鮎と名つけ、又は「ウルカ」といふ鹽辛を製造し、江戸献上の呼物とせり。肉眼にては見えざるも、世界に名を得し廣島牡蠣の、要素たるべき其物は、此川流に充滿す。海苔の産出夥しきも、亦此水の賜ものなり。再び指を僂ふれば、沙魚。鮎。鰻。ふえそう。鮎。鮎。いた。鮎。蟹。鰻。ごり。黃鰻魚。又は鮎。蜆貝。潮



沙の加減で小鱈や針魚も上るといへり、其外數に限りなく煩しければ是にて略す、只此川に惜むべきは。鯉の甚だ稀なるを。鮭の發育皆無なるにありといふ

川を隔て、西望すれば、已斐の山。茶白山。新庄お山の巔きに、宗固松は屹立せり、宗固とは上田主水の事にして、元和大阪陣に際するや武功著名の家老職、茶事精通の人なれば、廣島自邸の茶室より、遙に之を眺むる爲として此處に此松栽し所なり。又此山松茸の名産にて、香味近國に冠たりとかや、將又御山との敬稱は、山の麓に近づけば、藩主淺野家兩公の、廟墓を安置するに因る、此廟は一は第七世の體國公にして、又其一は第九世の恭昭公とせり、兩公は共に稀世の明君と古老は永く併賞す。眼を轉じて北にくと瞻仰し、武田山に城趾あり。八木山。虻山。熊谷城。透蛇十里連綿たり、進めば二股大曲り即ち一本木の鼻と爲す、川の向ひに日通寺山。之に續きて不動院、一名安國寺の森林は、皆これ目睫の中にあり、此寺は、僧惠瓊の再建にして、文祿年間、征韓の役。豊太閤も止宿せり、國史の上に沿革あれば、地方に於ての名勝と爲す。堤みを右に折れたる下は、大田第一の分流にして末には京橋猿猴の、兩川筋の上流なり。貞婦と名ありし智馨尼は、藩士松宮氏の後室にて、开がものせし文中に曰く

また舟にのりて二またとかいへる所より、みさゝ河にさし下す

人の世にたとへてを見る棹さしてのほれはやかて下す河舟

三篠川といひけるは、大田本流の一名なり、堤みに沿ひて二三町、右に愛宕と八劍の兩社の前に拜しつゝ、神田橋にぞ達しける。西白島よりこゝ迄の、堤みの右に當れるは、武家邸宅の外圍ひ、塀墻内は竹藪か、又は雜樹の植込みなり、橋の袂の石段を、内に下りて右左り、上九軒町と呼ぶ市街となる、左りの街の堤上を、又行く凡そ二三町、再び武家の邸裏にして、懷舊の情、倏忽ち起きぬ、蓋し吾儂が呱呱の聲、此處にて擧げたればなり。川の向ひは牛田村、岸に臨める樹林の下を、椎の木とぞ名つけゝる、此方に二つの寺院あり、光明と云ひ妙風といふ、开が堤上を過ぎ往けば、御渡り雁木の前に出づ、今や明治の世となりて、常葉橋を架せられたれど、藩政時代は渡船場、藩主祖廟の參詣に、こゝを渡り給ふをもて、御渡りの敬稱あり、渡頭に立ちて望見すれば、呼べば響ふる眼前に、饒津の社殿巍々乎として、神威赫耀千秋に照臨す、是は藩主の祖先なる長政公を祀るなり。明治三年中秋に、柳處先人の賦し給ひたる詩に曰く

五處月節一 二葉山

東郊弄月酌村醪、風露秋深濕短袍、二葉山頭一輪影、仰之千載覺彌高  
吾儂も亦同時蕪作あり

同 前同上

煙籠四野望依稀、古廟巖然深鎖闥、紫柱花開秋色靜、一痕晴月拜神威



祖廟に續きて列びたる、幾多の神社佛閣は、鶴翼と云ひ、尾長といふ、是等の諸山を背にして、風光明媚の仙境たり、今日も尙萬衆興樂の大園として、四季の遊興限りなし、況んや又川の兩岸は、桃の林と名も高く、花發きたる景色は、繪にも筆にも盡せぬに於てをや。同三年の春なりき、三四の友と此川に、「チャンコ」の小舟棹さして、半日遊事を爲せし詩に

桃岸放舟

扁舟放去水之涯、回首西山日已斜、一陣東風吹不盡、萬桃蒸出滿川霞

先人之を觀たまひて、余も亦一二首作らんと、其詩に曰く、

同前二首

桃花兩岸鬪芳春、醉客縱橫笑語頻、吟社故尋幽處去、武陵恰似避秦人

桃花繞岸幾叢々、溪水涵春碧映紅、盪去輕舟何處繫、故人家在錦雲中

又智馨尼のものせし前と同じき文中に曰く

こゝは京橋川とそいふめる、此河をのほり行は、左りみきりの岸根に桃の花いと多く、白赤のまゝ色を盡して咲みちたる、誠にめおとろくはかりなり

江にあらふ錦とを見る河岸に咲つゝきたる桃の花園

紅のこそめの花のもゝ千鳥さえつる聲も色に匂へる

此外に金子霜山先生の、桃林記といへる文章あり、兩岸の全景寫し來りて餘蘊なく、實に恍惚として武陵桃源に遊ぶの思ひあるも、長文なれば此處には略す、時世の移り換るにつれ、桃の林の名跡も、今は存せぬ様なれど、名所保留の雅致をもて、土地の有志者再興の、計とこそ望ましけれ。東を遙に眺むれば、古國府の山「雲際」に、嶄然として聳ゆるあり、是藝州一の高山にして、名を吳娑々字とぞ呼びにける、馬耳の嶺、臥虎の山、皆雙眸の中にあり、爰に又南に進む一町餘、堤みは忽ち行き止り、他の墻内に圍まるゝ、是は藩主の別墅なる、縮景園の西北隅、もと御泉水と唱へしが今は泉邸と改稱せらる、園後の川に臨める所、内には大木鬱然として、高く天を衝んと欲し、亭榭も樹間に點綴し、又隠見するもあり、其布置按配の秀麗を、外に立ちて觀一觀せば、誰か嘆賞せざるものあらんや。行き止りたる堤みの下を、三軒紺屋と唱へたり、白島東南の果てと爲す。是よりして南方は、銕砲町といふ武家邸宅の街に入る、昔時は此處に町門と、いへるがありて武家「町家」、兩方面の境と爲す、町家離れて十間許り、左の方の堀内に、「つづ」の大樹は繁茂せり、風雨烈しき夜半などは、「つづ」の木、藥籠が下るとて、古しへよりぞ傳へける、見た者ありとの確證なきも、恐怖の心掩ひ得ず、深夜の通行控へたる、臆病者もありといふ。「つづ」とは「つづ」の轉訛にして、魚串子の實のことなといへるなり。或はいふ藥籠とは、野干のことにして即ち狐の異名なれば、深夜に狐が誑かすことなり」と、閑話は姑く止ごめおき、此東南の果てよりして、復た方向を北轉し、東白島へ跡戻り、松原



通りを西へ行く、松原は白島全體の南端にして、古代の往還にてありしとかや、松の大樹も數多く、廢藩前の頃迄は、兩側武家邸の中央に、鬱葱として存在せり、こゝ等を經過し歩を停むれば、道中双六振出しの、西白島へこそ歸りきつ、周廻凡そ二十七八町なるか、或は三十町に及べるか、一里の道には満たざるべし。是より年中行事の各目に徙り、自慢天狗の虚ならざることを述べん

### ○西白島町の綱引

年首の儀式も略すみて、春正月も十四日とはなりぬ、今日は左義長」家々に、取拂ひたる門松へ、其外式事の飾り物、集めて一の大束と爲し、伊勢の御被ひ初めとし、神佛加護の守牘まもりふだ既に舊事に屬するものを、皆一同に括り附け、別に重ねの坐り餅、青竹わりて挿はさみ、橙等も飾りに結び、最寄り／＼の堤上か、又は磧かはらに携へ行き、清火を點けて烏有に歸しぬ、木竹小枝の焦げ残りど、焼たる餅とを持ち歸り、或は祝し或はまた、火難除けの呪ひとせり。空鞆そらざや堤みの左義長は、廣島第一の壯觀にて、之を空鞆の「大トンド」と唱へ、薄暮を待ちて火を放つ、此日郭内八町馬場に、藩主の厩馬は申すに及ばず、諸士の飼ひ馬残りなく威風堂々として馳せ參じ、縦横自在に乗り試たしあり、夕陽西に傾けば、乗馬は多く乗り切て、今門といふ小門をいで、小姓町裏堤みの上に、續々として集まれり、這はこれ川向ふなる空鞆の、「トンド」を馬眼に映じ入れ、戦地に馴なす練習とかや、此處や又八町馬場に

集ひたる見物人の大崩れ、我れ後れじと西白島町の綱引きを、是非一見せんと駈け向ふ、其大衆の雜沓はいはんかたなき盛況なり、此地は單に西町とも呼び、戸々の過半は商家なれど、藩の材木場に近きを以て、山家屋やまがやといふ材木炭など扱ふ者、又は仲脊なかせといふ運搬勢力に従事の者、軒を列ねて少しとせず

却説 綱引きの當日十四日には、旭の昇るを待兼て、西白島町に住居せる男子と名のつく壯者幼者、上は堤みの下よりして、下は濠端町外れ、一町有餘の其間を、俵の古繩繋ぎ合せ、引延し／＼て、二百條ともなりたるとき、之を一つの綱に緋ひ、又同一なるを二個つくり、再び三個を合せて緋ひ、斗大に均しき大々の、綱を製して終るころ、既に黄昏に迫らんとす、豫め作り置きたる五色の紙の、大采配を取り來り、綱の中央に括り付け、上組と下組との界と爲せり、集り來れる大衆は、指揮者の「ヨシ」この掛聲を、聞くや早くも豫てより、持ちたる手繩を綱に括り、最負々々に左右に分れ、「ヤツサ／＼」の聲を掛け、争ひ引くこと頃刻にして、綱は音して引切れぬ、力の餘りて尻餅を、搗く者あるも一興なり、切れたる綱は其儘に、下組は松原通りを上組は、其裏通りを「ヤツサ／＼」と聲ある限り、續發なして産土神うぶすなかみの碓社に、威勢よくも引來り、拜殿左右に堆く、山の如く積み置けり、神社を守る別當の、主僧は社殿に待受けて、撃げし白幣打振／＼、參集したる人々を、被ひ清めて神前に、額き拜して祭儀を了へり、當時碓社兩部にて、寶勝院の主管たり、嗚呼西町の綱引きは、勇壯猛



烈無類にして、頗る人意を強くせり、白島自慢の其中に、最第一と謂はざるべからず

此綱引きの濫觴は、廣島城の建築も、工事全く成りしとき、西白島に堆く、残る所の古繩を、繋ぎ合せて大綱となし、祝しの爲めに人数を集め、大に之を引き争ひ、終れば綱をうやくしく、碇の神社に納めたり、時に慶長四年正月十四日にて、爾來年々嘉例となり、長く一つの祭事となし、繼續したりと云ひ傳ふ、此外東邊二三の町に、正月十五日の夜を以て、綱引き争ひ爲したれど、西白島の盛舉には、遠く及ばざる所といふ。藝藩通志卷の四の風俗の部、正月の記事中に左の如くあり

十五日（前略）是夜城東の數街城北白島町等に綱引の戲あり、草索を多く集めて大綱とし、黨を分ちて争ひ引く、但前夜これを作り、此夜専ら引争ひ、明夕里社に納む（下略）

通志は大體を採りたるなれど、西白島の事に於ける、誤謬の多きは惜むべし、固より大事といふにあらざれば、此儘にして害なきも、自慢の上より正さざるを得ず。西白島の綱引きは、十四日にして十五日にあらず。綱を作るは、當日にして前夜にあらず。其里社即ち碇の神社に納めしは、當日の黄昏にして明夕にあらず。或は通志の著作たる、文政年間の事なれば嘉永慶應の頃ほひは、日を改めたるかとの推測あらんも、吾儂は決して然らざることを證す、實父梅鶴先人の隨筆せられし蟻螟集に、西白島町の綱引きは大體之を記せられたり、此記事中の由來書は、既に知新集にも載せられて、文政年前の遺書なれど、察する所通志には、全部を採用せざりしならん、吾儂も亦此書を以て、名文なりと

はいはざるも、綱引き起源と其月日とは、正に棄つべからざるものと信すれば、左に之を謄寫せん  
每歲正月十四日 西白島町に綱引あり或書にある人のもたる綱引由來書と云ものを寫し出せるを今又爰にうつせり

#### 西白島綱引由來

抑、當所綱引の濫觴を尋るに、天正十七巳丑年二月二十日、毛利輝元公吉田の城より當所へ御出なされ、福島大和守館を本陣となされ、翌日二十一日所々を御見合なされ、同年四月十五日吉日にて、二宮太郎左衛門奉行として、京都聚樂の寫に、綱引歟初賑々しく事ともなり、輝元公當所の名を尋給ふ、大和守五ヶ村と申。城の名によろしからずとて、御家の廣と福島の高とを合せて廣島と名つけ給ふ、其年中に川筋出來。同十八年に惣構の土手出來。同十九年に惣堀出來。文祿元年より御作事始。慶長四年まで普請作事成就なり、其時當國の人夫はいふに及ばず、中國「西國」よりの加勢の人夫代るく召寄せられ、國の遠近または人夫の多少をもつて相詰させ、夫のもの百人組頭に侍一人ッ、此人へ采配御免なされ、同五十人頭に御家人一人と相定。毎日退轉なし、他國近國の船には石材木等を積來るありさま、毛利家の繁昌誠に古今のありさまなり、福島惣三郎養父佐々木太郎右衛門重元は、高宮郡飯室村毛木に居住せしが、輝元より御頼として惣職人頭となされ、天正十七年より出勤せしめ、川割町割等太郎右衛門せしとなり、その時分大工小屋、西町にかゝりぬ、始竹



材木等今の御材木場にありしとなり、しかるに長普請故、凡日本國の大工木挽賣買人浪人ものまであつまりけり、數年の事故妻子をよびよせ、住居せしが則町となる、廣島の町始とかや、その時分白島の惣名を箱島といひしが、其頃よりあやまりて白島といふなり、其誤といふは一本木。九軒町兩白島を見わたせば、二方に三篠川流たり、西南堀をほりしかば、箱の角のごとくみえたり、此故に箱島と名つけしとなり、しかるに年月積りしかば、十ケ年にして御城成就せしかば、御祝儀事始目出度かりし事共なり、其とき佐々木太郎右衛門千秋萬歳の御祝儀申上られ歸宅せしが、箱島の番匠小屋と云。此廣島繁昌目出たしと、當御城繁昌。御子孫長久續べしと、小屋に残りし繩澤山にありしかば、夫のもの共に取出させ、數萬の繩をより合。長さも随分長かれと作りけり、扱七本の印に七本の竹枝ながら立ならべしめ、繩を張わたし、七本の馬印は、七難消滅全火失の爲なり、此印の幣は太平なるといふことなり、三扇日の丸は、朝日の輝わたるやうにと輝元の御威勢になるべしとなり、彼七本の竹は牛田村に安藤某といふ人はべり、此ところ安土の地となるべしと出しそめしとなり、右のごとく七本の馬印、七本の竹を立ならべしめ、繩を引わたし居たる數萬の人夫二つに分。佐々木太郎右衛門。二宮太郎左衛門兩大將として、百人組頭衆以下色々の出立に陣羽織を着し、組子の者を采配をもつて下知し、一日代るく引音。天地も動くばかりなり、誠にゆき見物なり、是慶長巳亥年正月十四日の事なりき、引終り碓明神へ納。なほ末ながく御祈たまふことな

り、今以祭禮の式むかしにかわらず目出度かりし祭禮なり、此記は我家の傳記に残りしを或ひと所望により爰に寫すものなり

書にのこす言葉を人よとかむなよ傳をうつすむかしかたりを

福島平吉殿寫

鳳徳（梅鶴先人の別號）云 此由來書趣意は通ずといへども、傳寫の誤りか落字書損とおほしき所多く不文にして連續せず、然れども綱引の濫觴は衆人の傳ふる所も大辻ごとく異なる事なし又云（鳳徳） 或書に云。綱引由來詳ならず金屋町と的場と兩所に毎歲正月十四日。十五日。十六日。此三夜村人群集して綱引する事西白島のごとし、むかしより此事火除の祈禱と云ひならはせ、引取し綱をは産土黃幡社へ納る事とす

○初 午

二月に入りて初午の日に、稻荷の神の祭典は、廣島中の各所くに行はれ、其賑ひも各所くに分たれど、白島なる寶勝院の稻荷社は、靈驗殊に新たなりと、平素の信仰四方に廣く、元旦の始めより、除夜の終りに至るまで、五人七人の參詣は、足跡絶ゆる隙のなき、大繁昌といふべきなり、されば此祭典も、前宵よりして當日に、引續きたる殷賑は、吾儂等幼年時代には、自慢の一に算へたり、此一



社今は寶勝院とは分離して、碓神社に屬せしとかや

此稻荷社の背面に傍ひ、小祠の中に二つの穴あるを、一は若宮また一は、當護と呼びて共に皆、稻荷の神を祀れるなり、其例祭は五月二十三日に行はれ、稍賑ひたるものなれば、爰に之を附記することとせり

因にいふ 城内三之丸の稻荷社は、藩主の祀る所にして、其規模いとも高大なれば、二月初午の祭典は、實に盛舉を極めたり、時に藩の制度として、神佛祭禮は申すに及ばず、角觥演劇の熱鬧場へ、藩士の出入許さぬ爲め、是等の場所にて萬が一、乖違まごかいごとの起るにせよ、士權を振ひ得ざりしが、獨り三之丸稻荷の大祭は、侍中を始めとし、家族の者に至るまで、一同參拜いたせよと、祭日前に發令せらる、是如何に藩主のこの神を、尊崇せられたるかは推知するに餘りあらん、或はいふ暗裏に豊太閤を合祀したるなりと、然れども確乎たる證左を知悉するには非ざりけれど、昔時古老の一二より、傳聞せしが儘なれば、眞否は爰に明かならず、廢藩後よりは此社殿、小規模ながらも東郊の、東照宮の廟側に、引移されて祀りをつゞく、白島關係の事ならざるも、稻荷祭記の序を假りて、聊か之を述べ置きぬ

### ○社 日

古き狂句にいへり、「白島に過ぎたるものは寺紺屋」と、然りく南端東白島の、三軒紺屋の堀ぎはより、上九軒町の北詰まで、堤みの下の塵頭に、掲ぐる所の招牌かんばんや、暖簾のれんの多くは染物の、業務の家にあらざるはなし、其他の場所にも散在せり、蓋し白島は川は近く堤みは廣し、洗滌乾曝せんせつけんぱく自由にして紺屋便宜は其第一の因ならん。寺の多きは何ゆゑか、來由は未だ知らざれど、先づ東白島より算ふれば、法華宗に妙風寺。眞宗東派に萬行寺。圓光寺もまた同派なり。下九軒町には淨土宗の禿翁寺。眞言宗の光明院。碓の通りを北より指せば、西の側には心行寺。之に續きて正觀寺。東の側は寶勝院と薬師院。前の一寺は淨土宗、後の三寺は眞言宗、曹洞宗の洞門寺。西白島の一隅にあり、之を白島十箇寺といふ。廣島のみ俗説か或は他にも唱ふるか、春秋二度の社日（陰曆の二月と八月）には、石の華表くわひょうの七箇所を、潜りて通れば災難を除け、萬事の幸を稟くといへば、彼の迷信に染易き、老爺老嫗杖曳おきなきながら、白島寺院の境内に、鎮坐ちんざまします神祠の前と、御渡り雁木の向ひなる、八幡宮や近傍の、社廟の前とに建設せる、七石華表を潜るには、足を多く勞せずして、容易に巡拜なし得れば、徘徊する者絶えざりき

因にいふ 東岸向ふの大須賀に、構造狹少の寺院あり、之を眞宗東派の満景寺といふは、初めは白島にありたるを、此地に徙せるものなりき



## ○大師廻り

三月の二十一日といへば、弘法大師の大縁日、此日數を根據として、二十一個所大師の堂を、巡拜するを大師廻りと唱へたり、時は東風駘蕩として、鳥は歌ひ花は舞ふ、寒去暖來の好氣節、獨り信者を觀るのみならず、遊參の雅俗も數多く、白島内に五箇所といふ、前に載せたる眞言宗の四寺院と、曹洞宗の洞門寺とに、大師の堂を安置しあれば、大約四分の一だけは、此地方にて濟びをもて、右往左往と賑はへるなり

## ○端午

エンとポウヤ、サラバコイと仕掛テコイ、今日バカリノ合戦ヂヤ」とは、端午の節句に兒童等が、菖蒲の鉢巻勇ましく、數槍などを携へつゝ、組々なして往來に、練り出したる行列が、大聲發して唱ふるなり。凡そ男兒を擧げたる家々は、最初の端午に初幟りを建て、七歳となれば建納め、兩回ともに大に祝しけり、當時階級制限あれど、先づ士分の家を見渡せば、大幟二基、四半幟一基を建て、鯉の吹拔き若干を、長竿高く空中に翻へし、此外にも亦家に依り、纏ひ馬簾や鏡み槍、白熊の槍や鳥毛槍、臺傘「立傘」薙刀等を嚴めかしくも駢列す、是等は孰れも中庭か、或は奥庭かに飾らるれど、

屋中に於ても玄關か、或は書院の床の間に、武者人勝を始とし、武具一式の數々を、所せきまで配列せり。斯様に端午は振武の節句「エンとポウ」の甲乙が、途中に於て相逢へば、忽ち衝突争闘す、然れども多くはこれ十二三歳以下の幼年者なり、左程大事に至らねど、廣島場末の各所には、弱冠前後は申すに及ばず、三十男も交はりて、威勢よくも對陣し、礫を飛ばし棍棒を振り、殆んど鎗ぎをける大合戦、殊に城下の東在、矢賀府中の争闘は、夜間に入りて猖獗を加へ、大負傷者をも出だすといふ、此風俗の善惡は、姑く置くも封建時代の氣質としては、又止むを得ざるの事ならん、我が白島も吾儂等が、八九歳の頃までは、神田橋を中央に、白島と牛田との合戦は、頗る烈しきものなりしが、此處は多數の往來人に、妨害なすこと甚しければ、嘉永安政の頃ほひに、官より嚴に禁せらる、是より西大川筋の一本木と、惣門といふ家老別邸の所在地とを、堺と爲して廣漠たる、堤みの上に双方の、勇者猛者の幾百人が、手には餘れる大礫を、投げ飛ばし入り亂れ、奮争激闘「目ざましき事といふべきなり

因にいふ 書出しの「エンとポウ」の掛聲を、或る隨筆ものには「エイと應々、ナラバコイと、仕掛テコイ、今日バカリノ合戦サ、ドウデナルマイ、オケと、雜水腹ヲ踏デヤロ」とあり。吾儂等幼時の發聲とは、多少相違のあるを以て、参照の爲め贅書せり

又いふ 本文の惣門とは、白島本中の町、今の白島中町通り中央の西側に、長大手と唱へ、門戸等



の口もなく、只長き土塀のみにてありしが、西大川筋の堤みまでを通して圍み、堤みの方にも門戸等の口もなく、只長き竹塙のみにして一の曲輪くわをなす、其内容は曲輪外なる南の公路に向ひ、東と西に二個の門口あり、是總門にて内には共に北へ通ずる道ありき、家老職たる堀田淺野家へ、藩主よりして附屬せる、與力の人また臣僚の、邸宅こゝに相向ひ相列ひたる所なり

○國主祭

六月の朔日を以て吉日とし、廣島市街の六十町、市街に續く新開の、約三十町は町毎に、清潔の地を撰び得て、一つの假屋を建設し、正面高處に神棚掲げ、前に神鏡幣帛を置き、神酒や重ねの坐り餅ま、恭しくも供へたる、裝飾莊嚴を專一とせり、假屋の下には兒童等が、笛を吹きたて太鼓を叩き、威勢を添ふる其ものを、名つけて國主祭こくしゅまつりといひ、國主棚なとも唱へたり。抑、此祭祀の起因を釋ぬれば、報恩の爲め藩主の長壽を偏へに祈るに在りといふ。西と東の白島町も、新開部分の白島村、即ち九軒町に至るまで、皆銘々に建設ありて、前夜當夜は夜半まで、頗る賑ひたるものなりき

因にいふ 蠅螟集に下文の如く記載しあれば、爰に之を拔萃す

或書に云ふ、國主祭當町竹屋が住人廣濱屋儀助父、御小人才次といふ者、この御祭をはじめたき由。

所のものへはかり、文化三年寅九月願奉り則同月廿一日は當君の御誕生日なるを以て、御壽命長

遠をいのり奉らんとて、此御祭をはじめけるとかや、夫よりこのかた追々ひろかり今廣島町新開のこるかたなく、毎年水無月朔日を以て祭り奉る、されども當町のみは今に毎年九月廿一日に祭り奉るなり」とあり、然れば此祭初りて當明治四未年までは六十六年に爲るなるべし

又いふ 六月朔日の早朝に舊臘搗たる餅を小片に爲し、貯へおきし缺餅かきもちを、氷代用に神棚に供へ、人々之を少しづつ、祝ひの爲に食しけり、今の時より見るときは眞に隔世の一奇話なり。是も亦廣島一般の風習にて白島獨專にあらざれども、國主祭と同日なるを以て序でに之を記しおけり

○鳥毛槍

晝の暑さを忘れんと、月の山の端は出るところ、涼味を追ひつゝ運上場なる、渡頭の堤みに集ひくる、老若男女は人山を爲し、尙待つ所あるものは、六月十四日宵の事なりき、蓋し今宵は城北沼田郡下安村(今は安佐郡祇園村)祇園神祠の例祭了り、五六日前「藩主より、備へし幾十本の鳥毛鎗、藩の徽章の三引みつびきつき、長柄の挑灯眞ッ先きに、御長柄といふ軍卒が、銘々鎗を肩に立て、公馬の二匹も威勢よく、御馬捕りといふ馬丁の者に曳れつゝ、行列中に打混じ、城中さして歸るとき、此處こゝの渡船を經過して、羽子板堀の左に傍ひ、小姓町門に入らんとするを、觀覽せんが爲なりとす

因にいふ 運上場とは西白島町の大道路前、大田川に臨む堤みを圍み、藩の御材木場と稱へし官衙



あり、山林一切の事を掌りぬ、川上筋より下りくる、板材木や薪炭船、又は筏に至るまで、此衙に若干の納税せり、仍てこゝをば運上場と唱へしといふ、其納むる所の税額は遂に之を詳にせず。今やこゝには三篠橋を架せられたれば、渡船の事は消滅せり

又いふ 自得公（淺野家三世の藩主）濟美録卷之十三下、元和六年の部に左の文あり

六月三日 來る十四日祇園祭禮に付大竹八本、御馬二疋被差出候様祇園坊より今の感申出る案す

今に至り御馬疋疋宛差出さるゝ事は此年より永式となりしものなるべし、外に御長柄鎗貳拾本宛差出さるゝ事はいつ頃よりの事にや今考るゝころなし

### ○兩白島町の御供船

明日は嚴島お管絃船の大祭なれば、廣島の町々よりは満船に、錦繡羅綾の盛飾を極め、之を御供船と名稱し、六月十六日の黄昏に、絲竹鉦鼓の囃子を以て、最寄りくの川口を、争ひ發して嚴島に向はんとする川内は、兩岸と云ひ橋上と云ひ、寸地餘さず人をもて、長き塀墻を作り出し、川の中にも挑灯を、つるせし幾百の遊覧船や、嚴島參詣の人を載す渡海船、水波の見ゆる透間もなく、舳艫相撃つ熱鬧は、總廣島年中行事の内に算ふるも、類ひ稀なる壯觀なり。我が東西の白島町も、年々此神事に參加なし、中央隆昌の各町にも、劣らざるの出船は、吾儂等自慢も一方ならず、町内中の若い衆は、十五日の頃よりして東町は、御渡り雁木の岸の根に。西町は運上場の渡口の前に、各、御供船を繫留

して、萬事の準備に取懸れり、殊に西町の船首には、他に見得ること能はざる、人勝の三番叟を飾り付け、時々之を操つりて、一大興味を添へたりけり、「アッイヤアホウ」の掛け聲は、今も尙吾儂の耳朶にぞ停まりける

因にいふ 御供船は十七日の夜、管絃祭の了るを待ち、廣島へ向け嚴島を解纜す、十八日の朝「川口に入れるとき、町々よりは江波沖へ、迎ひの船に酒食を載せ、是にも絲竹鉦鼓を囃子たて、或はまた手踊なして本船の先導となり、本川「元安」京橋の諸川々へと歸れるは、潮の満し正午の前なるべし、此朝も亦兩岸や橋の上なる見物人、または川中の遊船や、嚴島歸船の賑ひは、十六日に於ける黄昏と一に異なるとはなかりけり  
又いふ 時には藩主や公族は、本川下流水主町の東岸上の別墅なる、與樂園の水樓に、正式ならず觀覽せらる、之を御透覽といひたりき、此時は孰れの御供船も悉く本川に集り整列す、其壯麗の景況は些少の紙上に盡すを得ず。序でにいふ與樂園のありし地は、廢藩の後、縣病院を設けらる

### ○九軒町磧の火振り

蓬萊三寶清め給へ」と、日暮の頃より大聲張り揚げ、手には松明打振り打ふり、神田橋をば中央に、此方は九軒町の堤下より、彼方は牛田の水中まで、幾百千の壯幼男子縦横自在に濶歩を爲し、空中火



焰の漲るは、兩岸環堵の人面に、目まばゆき迄り來り、恰も晝の如しとは、之を九軒町磧かはらの火振り  
と稱し、毎年六月十七日、嚴島神祠の管絃祭を、遙に敬し奉るなり、抑も同社の神靈は、全藩の尊崇  
彌い高く、此宵は行處として、二丈三丈乃至は四五丈を維き合せの竹竿か、或は幾多の丸木をもて、天  
をも衝ん高標を作り、其最高所には挑灯を釣るし、市街は戸毎に神燈を掲げ、人々孰れも敬虔の意を  
表せざる者はなく。材木町の誓願寺内と、京橋際とに鎮坐せる、同一神靈の祭典も、皆此日を以て行は  
るれば、參拜群集の雜沓は、言んかたなき般賑なれど、要するに此夜各所の壯觀も、九軒町磧の火振  
りには、過るものなき風情なり

因にいふ 火振りの根源は詳にせざれども、嚴島圖繪等に記せざるを以て見れば、此舉天保以降の  
事なるか、又は偶々漏落せるか、更に釋ぬべし。或はいふ火振りは大昔より、一本木に屬する二股  
近傍の磧より創まりて、漸次に南へ延蔓したるなり」と、聞くがまゝを記しおきぬ

又いふ 本文の京橋際に鎮坐せる嚴島神廟は、初め下柳町興教寺の境内にありたるを、安政四年六  
月十二日、此處こゝに遷宮せるものなりとす（年月日由和阿兄の著、撮要記事に據る）

又いふ 此夜廣島の各川々へ、満ちくる汐を汲來り、家の間毎に清め撒く、又は人々戴き飲めり、  
明神様の加護を祈るが爲とかや

○清 正 公

妙風寺境内に小祠あり、鬼將軍との偉名を存す、加藤清正を祀れるなり、人は皆之を音讀し、清正公  
と敬稱せり、六月二十四日は大祭にて、前宵よりの賑ひは、廣島中には唯一にして、他には類なき爲  
ならん、昔し近隣商家の塵頭には、思ひ／＼の見せ物を、飾り附けたる趣きなれど、後には之を見ざ  
りしなり。此處に祀れる巨細の事は、史料となして他に記載することあらん

○輪 く ぐ り

風をよくならの小川の夕暮は御祓を夏のしるしなりける、けふは六月の晦日なり、上九軒町に住居  
せる、井上播磨の輪くぐりとして、浴後夕餉の濟む頃より、人々參詣ひきも切れず、茅もて製りし大輪おほわ  
の下を、身の災厄を逃れんと、跡より／＼潜りけり、井上は饒津神廟に附屬せる一小祠官の者なりし  
が、此處こゝには一家の鎮守を建て、二月の初午、六月の御祓の祭祀を行へり。此小社、吾儂が生れし邸  
宅と、路を隔てし隣にて、心も常に存すれば、先年歸省を爲せしとき、廻り路して見に行きたりし  
が、今は小社も井上も悉皆あと形なかりけり



### ○一本木の踊り

七月も盂蘭盆となりたれば、十二三日の頃よりして、四五日間の雑沓せる、世間の景況記憶の儘を、茲に描き出さんには。祖先を初め親戚や故舊の墓前に燈籠を、建て、禮拜なさんとして、諸方の寺々へ参詣する者。暑さも避けず夜も眠らず、盆の節季と唱道し、掛け賣り金の取約めに、忙はしくも奔走する者。恩誼を報謝し交際を、温むるが其爲に、素麵鹽鯖を専らと爲し、他にも分限相當に、種々なる物品を贈答する者。精霊祭りに精霊を送迎する者。十五日の中元を祝賀の爲に、親戚や故舊の家に往復する者。同日及び十六日には、藩主歴代の墳墓をば、士分は素より庶人にまで、参拜するを許すを以て、之に趨く者（正月十五六兩日にも之を許す）。十六日は出替りとして、武家の屋敷の例として、雇ひ來りし男女の者に、勤績を命じ或は又、永の暇を取らしては、新に抱へて入替へなせば、俄に近郷近在より、ポット出の若き男女が主家を得んと、公道狭しと濶歩する者（出替りのこと正月十六日にも行ひしなり）。或は待ち兼ね居たる鍛冶屋町磧の素人角力を、見物せんと出掛ける者（七夕、八朔にも此催しあり、川若し氾溢の時は、三番矢倉の堤上用ゐたり）。或は少女幼女が衣服を飾り、團扇太鼓を打ちながら、「コイ／＼小女郎」云々と、節面色く盆歌うたひ、幾群れとなく優美なる、遊びに路上を徘徊する者（端午、七夕、八朔にも此遊びあり）。此ほか鉦を叩き經文入りの歌を唱

へ、人の門戸に物を乞ふ「カン／＼／＼／＼」と綽名せる者等ありて、千差萬別、右往左往の饒ひなり、然れども此等は廣島一般の事にして、白島のみ専有にあらざりしが、獨り十五十六兩日に、暮るを待ちて開始する、一本木堤みの盆踊りは、西白島の綱引きに、繼づきて自慢せざるを得ず。其事わけを陳述すれば、往昔大田川の洪水に、一本木の鼻を潰決し、流勢滔々城中に逼り、屢、危害を加へたれば、堤防堅固に修理を加へ、後日の爲めの地固めて、茲に踊りの公許を爲し、爾來年々歳々盛大に行はれ、永く堤防の吉例となせしに因ればなり。蟻螟集中の記事に曰く  
兩夜躍、或書に云、往昔一本木西川筋、二股鼻より二三町の間水勢つよく、洪水の時、此所の土手度々切口となりける故、おこたらず普請ありしが、其土をふみかためさすべき爲、里人に躍らせけるよりならはせとなり、今に毎歳七月十五日十六日の兩夜、人群集して躍る事とす  
鳳徳云、盆には廣島所々に躍りあり、天保の初めまでは一本木の躍りを盛んなりとす、其後臺屋のおごりに人群集せり、此一本木の躍りは元官命等によりて躍り初めけるにや、餘所外の躍りは目監の見廻りあらば、其間躍りを止め静にして居るなり、元來辻躍り辻角力は法度なればなるべし、然るに一本木の躍りに限りて更に其用捨なく其儘おごるなり。其出立ちおもひ／＼に花を盡して見る人興を催せり、又太鼓をうちはやし音頭にて躍る之を季素無といふ、此躍りは文政の中頃より廣島には躍り初めけるにや



一本木」季素無踊りの大體は、踊りの場所の一角に、高き棚を構へ成し、音頭取りの五六人、先づ棚上に並び立ち、白き手拭ひ頬冠り、扇子を披き額に翳し、續きものゝ物語り、一人一人交代に、美聲を發して謠ふれば、棚の下には太鼓を叩き、「トン／＼／＼」と調子を取り、幾百人の踊り子は、其出立ちに種々あれど、多數は手拭ひ頬冠り、一人一人立ち列び、大々的の輪を作り、音頭に連れて手を舞はし、足を運びて音頭の、切れに至れば「はあ、やーとせーい、やーとせ」と懸け聲をなし、次第々々に周廻す、此處の堤みの草原は、最も廣き場所なれば、輪の周廻も二丁となり、三丁となり四五丁にも及ぶをもて、月の光りに相映し、言んかたなき風情なり、踊り／＼て五周もすれば、天は漸く曙けり。吾儂十一二歳の頃ならん、二人の阿兄は友ごちと、或る夏祭りの句燈籠へ、俳句出し給ふを傍觀し、吾儂甚だ羨しく、覺束なくも十七の、假字を綴りて世話する人に、脊嚙みて掲げ貰ひし句に、「廻るほど草臥つよき踊かな」、幼年の出鱈目笑ふに堪たる所なれど、一本木踊りの實感を、口占なせしものなりき。抑、此踊りは公許なり、加ふるに場所はれ／＼と廣ければ、踊り子も又看客も、皆満足に楽しみめり、縦令ひ臺屋が盛るにせよ、堤みは極めて狹隘にて、大輪の踊りを見るべからず、殊に目附役人の巡行あらば、音頭も撃鼓も踊る手も、忽ち止めて人多き、納涼場との早替り、徹宵に至るまで混雜の中に終るのみ、是れ一本木踊りの最も鼻高き所以なり。二夜の踊りもいつの間か、三夜を延し五日間の繼續として、十九日夜をもて終りとせり、嗚呼運命なるかな此由緒ある踊りのこと

も、明治維新の前後より俄に衰微に歸したれば、同三年の頃かと憶ふ、東白島堤みの上に移せしこのありたれど、是も忽ちにして跡を絶つに至りしなり

### ○地藏尊大縁日

屋根のある西塔橋を東に渡り、白神々社の向ひなる、南の角の楠木の、御地藏様の大縁日、七月二十四日の繁盛といへば、廣島城下に鳴響きたる所なれど、同日之に優るとも劣らぬものは、實に白島正觀寺地藏尊の大縁日とす、抑、此地藏の靈驗は、尤も著るしきものなりとて、日夜の參詣人跡の、絶る暇なき所なれば、碓神社境内の、稻荷の社と相向ひ、多數の信者に尊崇せらる、されば此大縁日に當りては、前日よりして引續き、老若男女は群集し、日暮に従ひ一層増して、肩摩穀擊寸地も餘さぬ賑ひなり、辻燈籠。懸行燈の夥しきも、白島にては最第一とせざるを得ず。蟪蛄集に左の記事あり或書に云、立味小路東より三日（元凱いふ東白島町堤みの下、妙風寺の門前通りを一目となし、西へ第三の通りなり）の小路を云ふ天和四年の頃、立味東側北角二軒目、面三間八寸、入十五間三尺といへる醫師住けるよりよべり、廣島獨案内にもみゆとあり、今正觀寺の地藏尊は立味が墓印に居たるなり、其事譯けは余別記あるが故に此には略す

正觀寺を距る南へ一丁許り東側なる藥師院は、今は鐵道高架の線路の爲に、兩寺の間は中斷せられた



れど、此院内に安置せる、六個地藏の廻り堂は、今尙存在するや否や、堂の中央臺上に、背せなか中合せに環立せる、此六地藏の足下あしもとに、十文字なる棒あるを、之に取付き歩行せば、地藏はクルリ〜と廻轉す、之を廻すは功德とや聞及べる所なれど、吾儂幼年の頃ほひは、廻るを見ては欣べり、又妙風寺の北塀外きたへいそとを淡島小路と呼びたりしが、堤みよりして此小路に下り、其又衝き當りの小堂宇に、地藏尊を安置せり、道路に臨み獨立なれど、禿翁寺境内に圍まれぬ、是といひ彼の六地藏といひ、七月二十四日の縁日には、孰れも相應賽客あり、蓋し正觀寺の餘瀝を啜るものならん

### ○烽火の練習

軍營に用ゐる所の烽火の爲に、藩は其業専門家に、祿を給して歩行組といふ目見え以上の資格を與へ、世襲せし者三家あり、之を鶴山。荒川。馬淵と爲す、各家門人を養成し、常に其藝術を攻究せしむ、氣節中秋前後には、城下近傍の積を選び、晝と夜とを區別して、三家各々幾十の、烽火打揚げ練習せり、一本木の鼻を衝んとする、川の中央に堆積せる中河原か或は少しく上流の、向ふ岸に沿ふ大芝かに、打揚げらるゝを以て大仕掛けと爲す、蓋し此處こゝに行へる日は、西白鳥町を背とせる、一の官衙の材木場へ、藩主在國の時ならば、之に親臨し給ひて、此技の閲覽あるに依る、之を火矢の御覽と稱ふ、又方言に烽火のことを火矢と呼べり、火矢の揚る當日は、老幼男女の差別なく、皆樂みて我先

きにと、白島西側堤上の、芝生の上に充滿せり、然れども御覽の時は、堤みの内に蹲り、謹慎なして陪觀す、元來軍事の練習なれば、晝は煙か旗の類。夜るは花火の打揚げをもて定めとすれど、間には異種のものもあり、殊に荒川家の火技に於ける甚だ地味にてありたれど、却て實地を失はぬと、一般よりの評ありき。三家練習以外にも、八月九月の頃ほひに、中河原にて火矢を打揚げり、之を砲術自由齋流與師範家の催しと爲す、往昔與家祖先には、藩に仕へし初めより、火薬製造に重きを置しものなれば、歴代深く之を守り、絶えず研窮に怠ざりしといふ、されば一朝與家に於ける、火矢打揚げを發表せるや、滿城の人氣之に集りて、見物なせし人々は、前記の日とは幾倍し、堤みの上下賑うへしたはへり、午後未の刻(今の凡そ二時)も稍過ぎて、半(今の凡そ三時)ともなれば第一に、煙の一發を開始とし、漸次に打揚げ製作物、巧緻輕妙うつくしく空中は、俄に樓閣を浮び出せる觀を爲す、夜るに入りても花火の種類數多く、流石火薬の名家たる、技能を大に顯彰す、縦令ひ明治の今日に持ち出して來るとも、擯斥するものに非ざるべし、時勢の變換とはいひながら、嘉永安政の頃よりして、同家は専ら泰西の、軍隊訓練を獎勵し、銃砲彈薬も悉く、之に従ひ傳來の、術を廢すに至りたれば、火矢打揚げも廢せられ、自然消滅の事となり、今や舊門人の方々も、幽明所を異にせば、傳受の人もあらざるべし、此自慢の大火矢も、再び白島堤上に、佇立して見物すること能はざるは、最とも惜むべきことこそ



因にいふ 吾儂等幼時の戯れに、瓦の薄片を小綱で縛り、綱を餘すこと一尺許り、つぎ合せたる五色の紙を、細くも裁ちて三尺か、四尺五尺の旗となし、瓦片に巻きつけ小綱を以て、空中に向け投げ放せば、旗は瓦片と分離して、風のまにまに地上に落つ、之を火矢の遊びと爲す、此時忽ち大聲を發していへり、「火矢アが揚リマス。アタマの用心ヨウサイヘー」と、今を以て考ふれば、獨り兒戯のみの事ならず、青雲を急ぐ人々には警句ともなるべきか、呵々

### 〇乙 九 日

碓の神社は元は碓大明神と稱し、吾儂等どもの産土神にして、其大祭典は九月二十九日に行はれ、之を乙九日の御祭りといふ、一年一度の事なれば、朝來參詣の人々は、雲の如くに群集し、宮殿内外の裝飾も、頗る莊嚴を極めたり、東西の白島町よりも、上下の九軒町よりも、米の俵を屋臺に積み重ね、幾十百の壯丁は、同一色の装ひを爲し、之を擔いで大道を、音頭取りが五色の紙にて作りたる、大采配を杖につき、聲高やかに「キヤリ」を唱ふる其切れの間に、「ヤアトコセーヨウイヤナ云々」と、一齊同音之れに和し、練り行き／＼途中の半ばに於て、屋臺を下し爰に又、音頭取りは積みたる俵の前に立ち、一種の「キヤリ」を唱ふれば、壯丁も亦掛け聲を爲し、僅に三五町の途ながら、神社に奉納するまでは、幾多の時間を費やせり、斯くは述べ來れるも、此乙九日に於ける産土神の大祭は、廣

島各所に行はれ、白狀すれば其規模も、他に優越するにあらざれば、自慢としては大聲を發し難き所あれど、此神は、白神々社と同様に、上古に於ける暗礁の、上に鎮坐ましますば、由緒極めて悠久なりといひ傳ふる所を以て、是を自慢の一に置けり

因にいふ 白島の北部半面は、川向ひなる安藝郡牛田村の神田八幡宮を、産土神と爲し居れば、其大祭は九月十九日に行はれ、即ち中の九日にてありたりき、明治の御代となりてより此神殿も此神位も、廣島海岸の新開地、宇品の町に移されぬ

### 〇亥の子祭り

十月の第一亥の日に亥の神を祭る、通俗之を亥の子といひて、廣島市街の大抵は、一町毎に祭場を設け、神酒供物を撃くるの外、種々なる假面を懸け聯ね、専ら兒童の祭りといひたりき、祭りの當日曉天より、繩もて縛りし大丸石へ、五色の紙の采配を、其中央に括り附け、又幾十條の手繩を結び、幾十人の壯者幼者、此繩握り此石引摺り、家々の戸前に富貴せし。繁昌せし。の掛け聲をもて、地面を擣くこと十數回、只一個のみ擣くもあれど、三個擣くを三つ星といふ、外に一人の壯者あり、竹の笹葉に五色の紙の短冊附けしを兩手に持ち、石擣く人の頭上に、間斷もなく振り翳す、擣き／＼て終れば飯りの道すがら、大聲を發し一同に、「ヒニューヤ、ドン／＼蛇體が舞ふた」と、威勢を着けて祭場



に入る。是より十五六歳の男兒を頭と爲し、太鼓を叩き笛を吹き、身には種々なる假面を被り假装を爲して、鬼となり、天狗となり、或はお多福。大入道となり數十百人の團體が終日街頭を舞ひ歩行く、有志の家には高處より、柿密柑柚の實などを打撒きて、之を撫はせ犒らへり、此は是市中行樂の景況なり。當時家中と唱へたる、士分の内にも此催しを爲す家ありて、其行樂は前陳の市中に於けると同一なれど、多少氣荒の所あり、他の團體と行逢へば、撃つや叩くの騷擾となり、殺風景を現出す。我白島にては一本木の、亥の子の賑ひ頗る盛況にして、夜中となれば身が入りて、大人連の遊びとなりし様に覺ゆ、且又同所の祭り日は、第二の亥の日とも覺ゆれど、或は錯誤のこともあらん。前に述べたる丸石をもて、地上を擣くとき一種異様の童謠あり、今尙記憶に存すれども、語中の終りに鄙野あれば、是は略して載せざりき

因にいふ 白島東北の川向ふ、牛田堤みの亥の子といへば、其近傍には並ぶものなき盛大なり、白島外のことなれど、筆の序に記しおきぬ、是も亦第二の亥の日なりし様に覺ゆれども尙釋ぬることせん

又いふ 廣島の儀式の上の食事には、必ず皿に膾といふもの盛りて出せしが、此亥の子の日よりは煮膾にまますに變更し、木製の碗に盛りぬ、其製方は大根を、へちて魚を小さく割き、之を混じて醬油の中へ、少しく生酢を交へて煮る、來年の正月まで、式の膳上には繼續せり

又いふ 廣島にては此亥の子の日を以て必ず火燵を開きけり、縦令ひ節が後れ暖氣にて、火の氣の用はなきにもせよ、之を他日に送りなば、火事ひことありこの迷信より起りたりしものゝ如し、故に「コタツのアケゾメ」と申す言葉もありたる様に覺えけり

### ○雜

前に列記の標題外に、尙白島の行事には、年首の諸儀式と遊事。麥食正月むぎあし(二十日)。一日正月ひつひ(二月朔日の祝ひ)。涅槃會。上巳の初糰はつだんと翌四日の花見。四月のみづ幟はつぼし(紺紙にて細長き旗を作り、月一ぱい男兒七歳以下の者ある家は、竹竿の頭に附着して門内に掲ぐ)。佛生の花見堂と甘茶。七夕早晨の硯洗いんせんひと薄暮の五色短冊川流し。七月十日四萬八千日(東京にては四萬六千日といふ)。八朔の夕ノモ饴りと團子。八月十五日夜の觀月と團子汁。重陽節にのつべいの喰ひはじめ。九月十三日夜即ち後の月見に枝豆えだまめの燂ゆたるゆと絹かづき芋の鹽煮。十一月初子の日の早朝に燈心とうしんうり。同月二十一日より二十八日まで御追夜即ち親鸞上人の法養に眞宗寺の雜沓。十二月朔日未明より賣來る川通り餅。煤拂ひ。年末の餅搗きと其二つ杵の調子謠うた「杯と、數は多きに居るものゝ、是亦白島のみ専事にあらず、廣島城下は一様にして、其盛況も白島に優るもの少からざれば、其梗概を記して自慢行事の終りとせん



因にいふ 廣島雜多集の卷首に記載せる。正月早々武家の式事(元日の萬歳來、屠蘇酒及び雜煮餅、主人登城、二日の魚商御儀海鼠贈り、行商賣初、五日頃より家々具足餅開き、七草、十五日の小豆粥、十八日の菓樹へ手斧)。舊曆の節分(豆撒き、晩食後ウグロ禁厭)。節句の女踊り子(端午、七夕、中元、八朔とも)は、廣島一般の年中行事に屬し白島に於ても固より履行せしものなりしが、本著には記載せざるを以て右の參觀を要す

自慢白島年中行事 終

明治四十四年八月二十二日稿成

自慢白島年中行事附録

蟻集拔萃

本集は實父梅鶴先人が晩年編纂に着手せられ未定稿のまゝ存せしものなり、此中より白島に關する記事を抜寫し、白島年中行事の附録に拜借せり、記中鳳徳とあるは先人の別號なりとす元凱謹識

○火の見櫓 享保十五年戌十月慈仙寺の鼻にひとつ。銀山町にひとつ。西白島町にひとつ。合せて三ところに火の見櫓たち、寛保三年亥十一月解のけらる、わつかに十四年の間なりとあり

鳳徳云 銀山町より薬研堀へ出る所を火の見小路と云ふ、又白島御材木場より小一町上みのつゝみ根を今も火の見といふなり、近年世上の形勢に依てか再び所々へ火の建し事は皆人のしる所なれば記すにおよばず

○毛利氏の城池開基の頃は東白島町に萬行寺と、山中仙庵が家と、山中の隣家萬屋といへる商家と、只三軒の外はなかりしとなり、其頃萬屋は有徳の者にて居宅抔も格別なり、今に屋上の瓦は其時の瓦残りたり、今の世の瓦と異なりと云ふ、予も小瓦一枚を藏せり、又東白島より西白島町まで左右に垣をゆひて其中を往來せし事も有しとかや、此時の事、仙庵が家には少々記録せしものも所持せると山中順庵語れり



○大島雲石云 廣島開けしより白島は茅はらにして柵を結ひまはし柵門ありしとぞ、人家わづかに九軒ありし所、今の九軒町なり、東町は只三軒あり、その家は山中一庵「萬行寺」萬屋萬次郎此三軒なり、今の處も替らずむかしのまゝに住居せり、福島家斷絶の後、其餘黨共此茅原に隠れ居て悪行せしを、山中氏「萬行寺」萬屋三軒、夜々かはるゝ牛田村の□□を引つれ、提燈をともし警固のため見廻りしけることありとぞ、其頃は人家すくなければ、醫者も寺も町人も、月番にて町役を勤しとなり、山中家に其頃の舊記日記等ありと家に云ひ傳はあれども、當時書類なきよしなり

○山中一庵五代目以前までは市庵さかきよし此家は雲州尼子家の士山中鹿之介が本家にして、鹿之介が伯父にあたる人老年に及び醫者となり、後に藝州にうつり白島に住居せり、其頃は借宅にして遂に居ながら買求め、今に其家に住せりと、正徳の頃か今の岡田糺が家の興左衛門といふ人の家來六助、一庵に慮外せしとて所望致し、山中の庭前にて手打に致し死骸を萬行寺に葬ける其時、切候てきは手際取計ひ振よろしきとて、興左衛門到て賞美して一庵へ申けるは、此度貴殿の計ひ感心せり、よりて何ぞ望もあらば其意にまかせ進すべしとありけるに、一庵の申す様は、何も望事なし、しかし予いまだ無妻なれば貴殿の娘、御所望申度とて遂に縁組せしよしなり、又六助を切たる庭の其處に梅を植置しが、今は大木となり凡四五尺廻りもあり、身木は中うつろになりて古木なり、山中氏廣間の庭にあり、六助昨年嘉永五年にあたるは百五十年の年回なり、今に萬行寺にて法事追善して遣すと一庵物語せりとぞ

○白島は五箇庄の一なり、東西白島の號あり、其東白島町の土手すそ東の方、町家すこしある所を三軒紺屋と云ふ、此ところも紺屋三軒ありしが故に地名に呼ぶといへり、然るに白杏公子の御説とて大島氏の語れるは、三軒紺屋は三軒小屋なり、むかし此あたり手廣き田畑にて人居もなかりし時、段原の喜一と云ふ者此處に小屋三軒を建、人を置いて農作せさせしより三軒小屋と呼ぶ、其後紺屋の三軒ありし事も有べけれど、元來は三軒小屋なりとの仰せを拜聽せし」と、この喜一は段原に名高き豪家にて、近來まで有し藍坐は喜一が舊宅なりとぞ

○白島はもと箱島なり、其事此下に記せる綱引由來書の文中に見えたり、又後太平記佐東銀山の合戦に、巳斐古江箱島さして敗北すといふ事あり、此文を引て本名箱島なるの證に秋長夜話にも記されたり、佐東金山は今云ふ所の沼田郡武田山是なり、又今白島に在來の寺院の内に法華宗妙風寺の山號をば白島山といひ、眞言宗正觀寺の山號を箱島山といふなり

○或書に云 立味小路（元凱曰く、此記事は白島年中行事標題「地藏尊大縁日」の内へ全文を掲げたれば爰に之を略す）

○毎歲正月十四日西白島町に綱引あり（元凱曰く、此記事は白島年中行事標題「西白島町の綱引」の内へ全文を掲げたれば爰に之を略す）

○白島九軒町に宮田多八といふ者あり、昔此所人家たゞ九軒ありし時よりの一軒なり、多八死後其子



孫何れへ轉宅せしやしらす、此家多八が代までは繩の暖簾を持傳へたり、此のうれん渠が先祖、極難澁者にて繩のうれんを戸口に下ゲたりしに、年來人の出入に手の垢、頭のあふら垢など付て黒く漆にて塗たるが如くなり、これを多八が代までは持傳へたるが、かれ死後は其暖簾も又いかゞなりけんかし、又かゝる舊家なれば歳首に牛田村より萬歳に來りける時も、九軒町にては第一番に宮田多八が家と寶勝院とへ來れるよし、郡吏三上某語りき

○或書に云 九軒町むかし此所民家わつか九軒ありし故名つく、其九軒の内火繩屋家根本屋などいへるもの今に子孫住めり

○同書に云 なめらの井六所。九軒町橋の筋より下へ二ツ目の小路にあり、此地往昔海邊なりし時、碓明神の社邊より此あたり所々阻隘多くまゝ難船ありといふ、又此所の土地なめらかなる事、一むらの石を敷たるがごときに井六所あり、其ふかさ凡三丈餘、井側に板を用ゐず、水底まで石をきりぬけるさまなり、中にも往來筋の井わけてふるく、其一ツは盲人二人してほりたる井なりといひ傳ふ

鳳徳云 此往來にあるなめら井二ツは予弱年の頃、常に見て能しる所なり、此所を井の小路を呼ぶ、先年公命に仍て撰述ありし藝藩通志にも載られたりといふ、其後土人、彼井を埋めたりと聞及べり、虚實はしらねど、事もし實ならば好古の心なき俗人の所業、是非に及ばず事ごもなり

○或書に云 往昔洪水の時、沼田郡新庄村一本木といふ所より、皂莢の木流來り、二股川堤へ懸りし

を取て植けるが、後大木となりける故、此あたりを一本木とよび初ける由云、又大木一本有を以て一本木とよぶともいへり今に二股川の鼻を皂莢が鼻ともよべり、されどもその木今は枯てなく、八劔祠の傍にある皂莢か、その古木の實生なりといふ俗傳に

函島や函におさむるつきにはひとつの木こそしるしなりけれ

新庄村一本木といふ所の脇にもと御材木場といふ所あり、其邊りの堤をさいから土手といふとあり

○愛宕權現小祠一字 一本木三次多門燒跡の脇堤の根にあり、祭主八劔祠に同じ、祭日。毎歳三月廿四日にて、作人百合といふ者先祖より持傳へ、神棚に納めしを、七十年前、同人家地の内へ小祠を建、安置しけるに、靈驗いとあらたなりければ、俗家ちかくしておのづから不淨のかゝらんことを恐れ、享保二年願て今の所へうつす、此あたりむかしより火災なきは此愛宕の靈驗なりといふ、かの持主百合が跡は今絶てなしと前同書にあり

○兩夜躍同書に云 往昔一本木（元凱曰く此記事は白島年中行事標題「一本木の踊」の内へ全文を掲げれば爰に之を略す）

○八劔大明神小祠一字 もと堤下敷の中にありしを、三十年前、今の所神田橋より一町餘上堤通りへ移せり、當村作人はつといふ者持主にて、牛田村神田八幡宮の神主池田相模祭主なり、毎歳三月廿二日を祭日とす、此八劔の由來を尋るに、いにしへ洪水の時、此所の堤切口にて水勢つよく容易くふせぐべきやうなか



りしかば、人柱を入て堰とむべき由評定しけるを、時の領主福島殿時かあはれみ深く、人命を取事びんなきわざなり、まづ思ひ付たるありとて、秘藏せる名劔八本を箱に納め、これを切口へ沈め、それをちからに堰とめよと申されければ、つひに人柱を用ひずして難なく堰とめけるとなり、それよりして此所へ小祠をたて、八劔大明神と崇めける由いひ傳へり、すべてむかしは度々洪水ありて此あたりやゝもすれば切ける事見え、中にも承應二年八月の洪水には御材木場四角堀の堤切れ、又三軒紺屋の堤切れ、二重櫓一ツ平櫓一ツ流失ぬ、其跡今櫓臺ばかり存せる是なり、同時京口御門の柱に扉附ながら流失けるなど、其外さまざまの事あり、其後御郭御普請ありて、所々丁場請所といふ事始りける由、舊記此舊記は元和寛永以來の御記に見えたり福島殿時此洪水の難を深く愁ひられけること記録に出或書に筆せり

鳳徳云 本文に承應二年の洪水には御材木場四角堀の堤切れとあり、此四角堀今は羽子板堀といひて通用す、俗傳に云、往昔此羽子板堀より眞東への御堀は大川筋の枝河なり、故に今西白島町々家のうらに御堀へ下る雁木石あり、是の川なりし時の水汲場其儘残りたるなりといへり、又此町家の表通り侍屋敷のある往來眞中に松の並木あり、仍之此邊も後世白島松原といふ、昔の往還並木の松の残りたるにて、既に寛永元甲子年龜田大隅廣島を立退し時、小姓町筋より白島松原通り尾長の方へ通り、それより安藝郡畑賀村に三日滞留、それより竟に上方へ立退くといふ俗説あり。又島末氏の人、長州へ往し時、彼國の人廣島の繪圖を出して見せしに此圖明倫館に納りし圖を被考けること毛利家長州へつぼま

れし頃までの圖にて、御城其外武家街市中迄も委敷ししたれど、中島、水主町邊見えす、尤猫屋橋といふ名はありて、夫より矢倉下といふ名目もありて、白島松原へ通りし趣なるよし川崎何某語りき、是等の話にも古くは此處往還にて其頃道端の松の並木近來迄も残りたりしに相違あるまじし思ふ、今の平田屋橋、元安橋通りの西國往還は尤のちの事なるべし、然るに此松去る子の年年號今不暗記の大風に數多吹倒して伐除られ、其後も數株伐拂はれて近年は僅に十餘株計り残りたるをも、明治三年九月九日を限りに一もとも残さず伐盡されたり、いかなる故といふ事はしらねど、此松残りたりとてさして益にもなるまじけれども、又伐捨られしとても指て有益にもなるまじ、さはれ昔の面影、のちの後までも残りて白島の松原といへば所の名にさへ呼び馴れたるに、名残なく伐拂はれて、古昔のおもかげ永く見るべからざるは遺憾少からず、時節とは申ながら是非もなき事ごもなり

鳳徳又云 或書に薬師の町、御城後松原外、西白島町の東をいふ、光明院も此所にありて同院の本尊薬師如来を安置せし故、此名をおへり、しかるに享保五年同院焼失し、同十四年四月今の東堤根へ引うつされ、此あたり火除の爲、野島となりぬ享保十四年の日記にみゆされども尙古名をよびて今に薬師の町といふ、又近頃新に屋敷を建らるとあり。鳳徳按ずるに、此薬師の町とあるは前に記せし松原に當れるとおもはる、火除のため野島となりしへ再び新に屋敷を建られしは、余が十五六歳の頃なりしかば、よくおほえ居ぬ、余もと鐵砲町にて生れ十三四の頃、白島上九軒町百軒多門脇、土手根



前に見えし光明院より上みへ二軒目の屋敷に徙り、住こと大凡三十年、其後弘化の頃西白島松原のうら丁西町寄り二軒目の屋敷に住事十有餘年、後宮島に渡り住事五ヶ年、今又表小姓町に住、右之通り數年住みなれし所々の事は能く聞馴、耳にじゆくしたれど、白島松原の邊を藥師の町と呼こと絶て承はらず、此或書にて始てしりぬ、今は只松原とのみ稱して藥師の町といひては知らぬ人多かるべし、又西町は僅の人家にて余が住し頃も町家はたゞ四十八軒ありと聞及べり

前同文段中に、承應二年洪水の後、御郭御普請ありて丁場請所といふ事始りけるよし舊記に云々と、八劍大明神の由來末文註に見えたり、しかれども余が見し舊記には寛永十年癸酉五月廿一日、上田備前守所にて水出の時、堤受取之所々、御家老三入鬪取に仕、丁場相極候事とあり、さすれば承應年間よりは遙に前なり。又福島殿此水難を愁ひられ、家老を始め諸士登城の上、大評定におよばれし時、其利害を演說せし士は正則の小姓組二宮平八といふ者なり。又云 瀧昌應は通稱を嘉平次といふ初め御歩行組なりしが、侍に御取立の時自からのよめるうたとて伊藤氏の語られしは

老樂のかくあるへきとおもひきやたゝものたねは命なりけり

此家其子幸太夫といひし時故あつて斷絶せしとなん（昌應のと用なきも原文の儘存す）

### 自慢白島年中行事附録 終

## 自慢白島年中行事追記

### ○白島巡り

昭和三年の四月中旬より五月上旬に涉り、凡そ二十四五日も余は廣島に淹留し、今回は泉邸の編輯室の一部を借用して此處に起臥飲食を爲し、用事の主たるは同郷古賢先輩の事跡を取調ぶるに在りたり。一日閑暇の時を得たれば午後一時程遠からぬ余の生地白島の懐かしさ、久し振りにて同地の變態せし景況を寛く一見せばやと、杖を力に獨歩を始めぬ。現在電車終點なる停留所に来り、こゝを白島一周巡行の起點とし、元は内白島東不明御門と唱へたる邊りより、松原通りの南裏なる外濠ほりに向へば、濠は今や埋立られて道路となり、向ひ合せには藁を連ねたる家屋となり、或は大建築の高等女學校も屹立し、是が昔の御濠上かとは思はれず、尙西へくと元の運上場に来り見れば、堤内の名物羽子板濠も埋立られて平地となり、堤外の渡船場は先年三篠橋といふ大橋を架せられて、運搬には大に便益を與へ居れり、是より東に跡戻りして左に折れ衝當より堤みに上り、目馴し山水を眺めつゝ、正觀寺小路の西詰め石燈の上に進み行けば、一大鐵橋を架せられぬ、是は白島内部を横斷せる、高架鐵道の川向ひなる、霧島近傍の線路に接するものなりと爲す、霧島とは今は三篠町と唱ふる大字楠木の川端に、往昔霧島甚八とて名高き角力取りが住居ありしを以て、其界限は永く地名の如くいひ來りたるに



依る、次で進めば惣門裏の堤下廣場より一本木孟蘭盆の踊り場を中心とし、尙川上に行く前後數町間は、櫻樹幾百株を栽たる深林となり居りて、此處を長壽園とぞ名づけらる、余の通過せし時は落花狼藉して風光頗る減殺せしも、八重の晚櫻は満開盛時の面影を存在せし所もあり、嗚呼廣島は廣しと雖も此春日駘蕩の好時節に當り、斯る仙境が我生地にもみ出來をれるは、新たに自慢を増加して嬉しきこと限りなく、隴を得て蜀を望む人情より、此園が尙幾層も隆昌して自慢の絶頂に昇らんことをと、繰返し／＼口内に陳へ行けば、一本木の鼻とはなれり、見渡せば向ひなる牛田堤み丹土に通ふ大橋が架せられて、之を工兵橋と名づく、蓋し堤内一本木の大半は、今や第五師團に屬する第五工兵大隊の屯營地となり居れば、此の架橋は大隊に於て軍時練習の爲に兵士の工事に於ては無論なれども、木材も堅牢にして假設とは思はれず、況して民衆の便宜を思ひ、通過を許し居れるが如きは、公平の所置と謂ふべし、堤上の道より堤内に入る石磴の下なる通路／＼を望見すれば、家屋は案外立派に建ち列び、一時衰態の極に陥りたるも、昔時に勝る色あるが如きは是も亦嬉し、愛宕神社の存否は見失ひたれども八劍神社は依然たり、此邊りよりして堤上の内外とも道を挟みて家屋は漸次に建設せられ、神田橋際を過ぎ常葉（或は盤か）橋前を去り、東白島町前面の堤の外なる廣場に於て紺屋業者の自由に乾曝せし地も、明治の始め盆踊の場所になりたる程の地も現時は一面大小の建物にして、従ひて堤内の三軒紺屋も孰れなりしか見分難きは、稠密の家つゞきの所へ來る、然しながら堤みの歩行に山

紫水明を眺望し得たる餘地も遠からぬ近きが中に皆無とならん、繁榮は素より好みすれども、風光明媚の眺めを失ひしは懷舊の情に堪へざる所もありたり。尙内部に縦遊し神社佛閣の興廢、街市の移變り等を視察せんかと思ひたれども、俄に祖先の墓に展せんこの心生じたれば、内部視察は他日に譲ることとして道を東に轉じ、再び杖をつき／＼獨歩して常葉橋を渡り、凡そ十町内外もあらんとする尾長山上の瑞川寺墓地に參詣し香花を供へ拜し了れば、日は既に西に傾んとし居れり、歸途は陸軍の練兵場を南斜に三本松附近に出て、猿猴橋を渡り京橋をも超へ幟町を上りて泉邸に入りたるは黄昏近くなりなき、道程は二里有餘にてもあらんか三里には足らざるべきも、余に於ては近頃の遠足なりき、四月二十一日八十三歳の弘洲老人元凱識す







著書來歴

自慢白島年中行事

全一冊

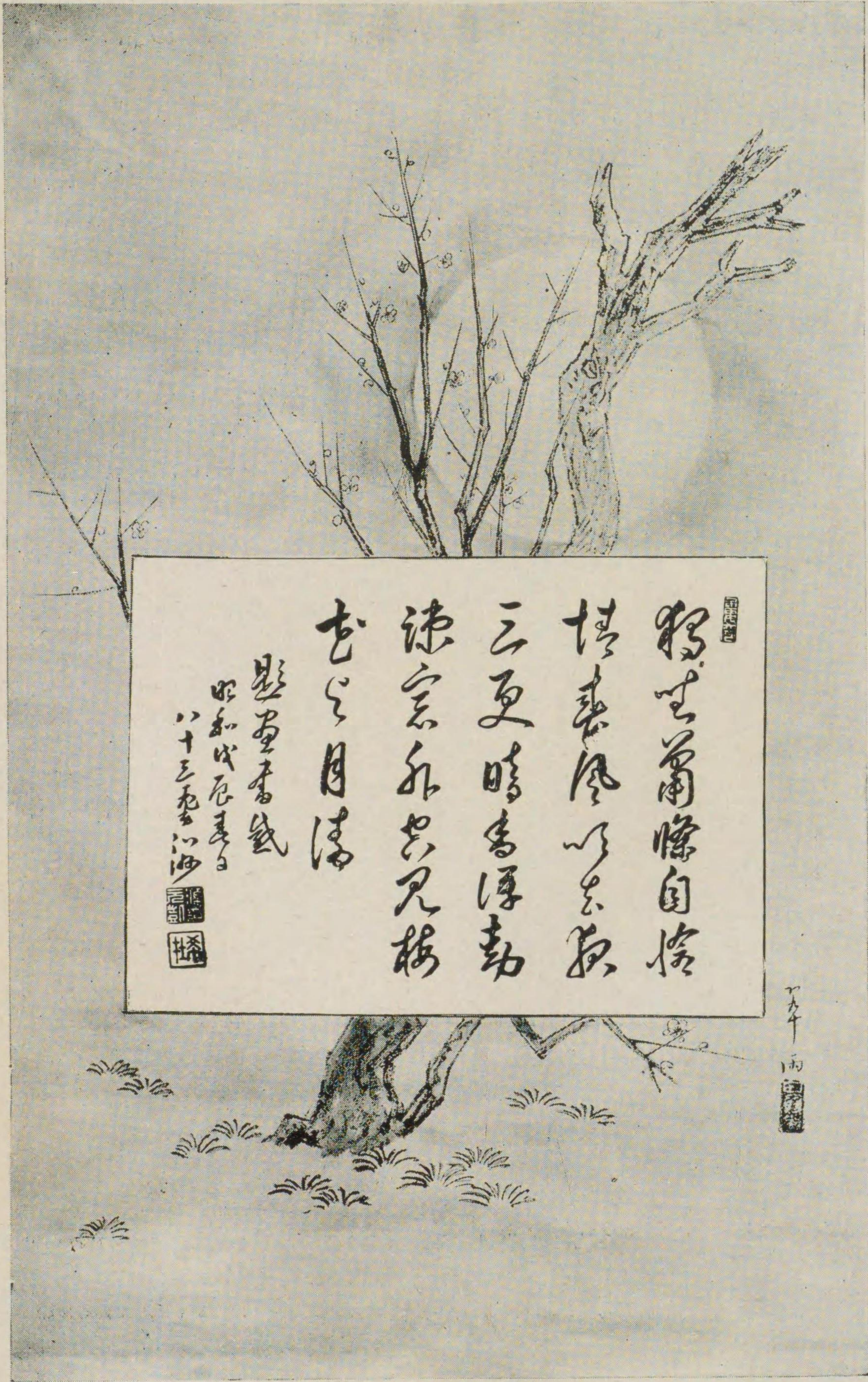
右は余が生地廣島の北部白島といふ一小區域に於ける年中行事を筆記したるものにて専ら嘉永慶應のころ即ち封建時代の事蹟に屬し昭和の今日には大なる變遷あれども今古の沿革を知悉するには多少の便宜ありしならん又關係に依りては廣島全般の行事にも涉りて通用するもの尠しとせず尙又附録は蠅螟集といふ先人の編纂書より拔萃したるものにて白島開發以來の諸方面に對する參考の料に爲んとせし所なり最終の追記は近年の現状を一覽するに過ぎず

起 草 明治四十四年月日不詳 稿 了 同年八月二十二日

初度印刷 昭和三年十月二十八日 初度發行 同年同月三十日

梅月造教





轉生蕭條自憐  
情來風以自散  
云更晴香浮動  
遠空亦共見梅  
書之月清

點畫香齋  
照和成居  
二十三年  
二月

丁酉年  
二月





小 鷹 狩 清 子

大正二年十月廿六日 十六歳にて撮影



君丁松をみてもるまゝ一七九路を  
すれのまはひとくまひと書き清子

# 画

知りもあらずる言ひをさしつれ  
きりけり後るゆりけりまのふも  
清子

# 雪中松

枝をまみりとまむるもよ  
一のまいたる松のまも  
清子

一書謹啓仕候拙著梅月遺影といへるは亡妻清子一世の行爲を略記仕候ものにして遺存すべき程の事跡に之なく小拙の行文も亦平凡にして観るべき程の價値は之なきにつき誹評は無論免れざる覺悟に候へども既に雑誌飽薇へ數回に分載せられ大方諸賢の御一讀を煩はし候間尙些少にても採得すべきとあらば幸甚なりとの未練心より約めて一小冊子と爲し字句も多少改正を爲して更に頒布の事に仕候曩に飽薇に漏洩せる瓦落多逸事の數件を追加し而して又其遺咏和歌約七百首中より二百首許りを選抜して梅月遺稿と別に題名を命じて附載仕候何卒御閑暇の時御憐讀成し下され候へば幽明兩人の本懐之に過るもの御坐なく候爰に端かきにかへ微衷申上候頓首

昭和三年八月五日弘洲雨屋の蝸廬に於て



梅月遺影 目次

遺影起筆の發端……………一  
 觀世音信仰の眞意……………二  
 誕生と父母兩君の名……………四  
 結婚成立の年月日……………四  
 資性寛裕と耐忍強きとは遺傳……………五  
 教育の概旨……………五  
 機敏の行爲……………五  
 難病に罹り全癒を得たり……………六  
 資性柔順中に柔能く剛を制し氣象も亦毅然たり……………七  
 余辭官につき母君と卿との豫諾を受く……………八  
 余の政治運動に援助……………九  
 再び難病の全癒を得たり……………一〇  
 母君の長病に全力を盡せり……………一四

夫妻結婚五十年に及ぶ……………一五  
 娶は眞の子なるべしとの評……………一七  
 一女兒を失ひ他の女男を養ふ……………一七  
 昏睡中正五位と呼ぶ……………一八  
 本編を梅月遺影と題せし起因……………一九  
 終 結……………一九

追

加

綿密と過敏等の性行又は召遣の者に寛裕……………二〇  
 瘦世帯の經營に格別檻褻を出さず人事を終へたり……………二一  
 敬神禮佛……………二二  
 言語應對に自重あり品位ありたる話……………二二  
 終身の嗜好は和歌を第一とす……………二三

梅月遺影附録 目次



梅月遺稿 和歌二百十首諷咏年代順序（明は明治、大は大正、年の字省く）

最初九首	明九より 一二迄	八首	明一三。	一首	明一四。
十三首	明一五。	十一首	明一六。	二首	明一七。
六首	明二五と 二六。	三首	明二七。	四十六首	明二八。
四十四首	明二九。	十六首	明三〇。	一首	明三一。
四首	明三三。	七首	明三五と 三六。	四首	明三七。
一首	明三八。	三首	明三九。	一首	明四〇。
三首	明四一。	二首	明四二。	一首	明四三。
一首	明四四。	四首	大元。	四首	大三。
五首	大四。	二首	大五。	二首	大七。
六首	大八以後。				

梅月遺影

小鷹狩元凱述

雜誌飽薇同好社より亡妻清子の來歴を聞得たき照會あり、是をいふ取立て述る事なきも、折角の芳意に依り其生前に於ける行爲を筆に起し、之を梅月遺影と名つけて寄稿せり、梅月との題名は後に記するとあらんを、素より草卒のとなれば記事に秩序なく、行文に語句を爲さざる所あるも、請ふ之を諒恕あらんとを、時に昭和二年四月八日

遺影起筆の發端

余は昨大正十五年中に於て、是生涯と題する七言絶句の詩十二首を作れり、着意淺薄にして諷詠の價なしと雖も、余の衷情に於ては毎詩現時の境遇を發露したるものにして心太だ快樂を覺ゆ、其第七首の分題庭訓の如きは、一家の圓滿を歡喜したるものにして、其詩に曰く

家無風浪是生涯。爺自康強媪亦隨。今夜團欒談笑坐。中秋月朗照簾帷。と蓋し此時余は思へり。古人の嚴子陵を賦す詩句の中に、萬事無心一釣竿。三公不換此江山。とあ



二  
り、事は異なりと雖も處世快樂の極致は何ぞ此句に譲る所あらんや」と、余は之を以て卿亡妻を指すに語れば、卿は語に應じていへり、良人の康強は保證付きなり、妾の亦隨は怪しき所なり」と互に相笑ひ相談じて一宵の賞心盡る所を知らざりき。嗚呼人生の測り難きや、僅に半年を経るか經ざるの短日月にして、卿が怪しき所なりとの戲言は、今尙耳邊に残れるも、遂に之が讖にならんとは。今茲昭和二年二月一日には、子婦の澄子は大病に罹り、半月許り臥蓐にあつて世を去れり、此悲歎の尙新なるに、卿は兼て宿痾ありとは申しながら、俄に翌三月十日には、幽明所を異にする、哀別離苦の酸狀を現出するに至りたり、嗚呼天何ぞ余輩をして斯くも不幸の極に陥らしむるの頻繁なるや。回顧すれば余と卿とは起居を同くしたると五十九年なり、素より長き年月といふべし、卿の享年も亦七十四なれば決して短命といふに非ず、然れども余の終焉を待ずして先立たしめたるの痛傷は眞に是一大恨事といはざるべけんや、是に於て往事を追懷し、卿の能く婦道を全うしたる細大の事歴を記録に存し、以て卿の靈魂を慰藉せんと欲す、先づ永訣の際に於ける余が新感より筆を起し、尙前に浜りて縷々述る所あらん

### 觀世音信仰の眞意

卿は平素淺草の觀世音菩薩を信仰して大抵毎月參詣し、既に舊冬も病間に參詣したりき、然れども余は卿が何の故に斯く信仰せるかは長き年月の間なれども、問ひたるともなく、又卿より語りたるともなかりしが、別に又家にも三十年前、母君と卿とが他より申し受けたる小き厨子の内に觀音を安置し、絶えず香花を供へ、日々に禮拜して怠るとなかりしなり、余は卿の絶命せるや間もなく、此厨子の余の目に觸たれば、余は之を擎げ來り臥蓐の前に置き、嗚呼是は卿が終身信仰したる本尊なり、願くは新靈最後の禮拜せられよと悲みの中に之を述べ、又厨子の側に常に備へありたる經卷入りの小箱をも同時携へ來り、何心なく箱蓋を開けば、紙片に左記の和歌ともいふべき書附けの納めあるを見受たり

我いのちいつめさるともうらみなし

四萬六千日の日に

丙澄直の長壽をそねかふ 清子上

丙とは世嗣き丙吉のと、澄とは子婦澄子のと、而して直とは女孫の直子を指したるなり。我は多病なれども幸に長壽せり、最早運命の定りたる身なれば一命は觀音に擎ぐるも恨みなし、唯老さき遠き子孫をば長く幸福を與へ給はれよとの祈願なるべし、嗚呼余は之を一誦して、卿が多年觀音を信仰したる眞意を豁然として明白に曉れり、遺歌あればこそ子孫のみの幸福を祈りたる様に見えつれど、卿一生の行爲は何事にも此意に外ならざりし



を追念しては、豈老爺の涙乾く時あらんや、嗚呼卿は精神純良の人なりき

四

### 誕生と父母兩君の名

卿は幼稱李花と附せられ、故あり喜代と改めらる。東京に移住の後は其稱呼國訓の同き所より自から清と稱へたり、嘉永七年三月二日廣島城の郭北後松原に生る。舊藝藩の世臣小鷹狩正作先人(時に介之丞と稱す)の第二女にして、母は同藩士長澤權吾翁の長女峰子の君なり、姉弟妹三人の同胞は皆夭折して只卿一人残れるのみ、然れども身體虛弱にて屢病魔に侵され成長を危ぶまれたりといふ。因に云ふ戸籍にはキヨとあり

### 結婚成立の年月日

正作先人は明治二年五月二十四日藩主の許可を得て同藩士山下梅鶴先子(初め平八郎と稱す)の三男千之丞即ち元凱を養ひて嗣とし、卿を以て妻あはせ婚姻の典を行ひたるは同年十月二日とす、時に卿の年十六なれども智能殆んど成人の如し。因に云ふ余は五男なれども二兄の夭死あり、故に藩の籍には三男とせらる

### 資性寛裕と耐忍強きとは遺傳

幼時の起臥常に祖母君の顧みる所たり、君大に鍾愛せらるれども教へ正しく些少の惰容を許さず、故に世俗にいふ家附きとして獨子の我儘は毫末も存せず、又余の入家せんとするや、先人は特に卿を膝下に召して曰く、今回婿養子を迎んとす、汝品行不貞の爲め乃夫より厭忌せらるゝとあらば我子に非ず、謹みて従良の道を竭せよと命ず、是等卿の永く感銘する所にして終身能く之を守りたり、而して資性の寛裕にして事に耐忍強きは全く先人の遺傳といふべきか、然れば終身心常に慈父を慕ひたるは其所といふべし

### 教育の概旨

舊藩時代の所生なれば家訓の外には教育なく、書字も甚だ拙なし、結婚の初め家に新夫の實家一同を招宴し、兩家永遠の親睦を結ばる、翌朝新姑即ち余の實母君より禮書を贈られたり、新姑は當時の婦人として書字は稍、見るべし、故に禮書の拙からざるを見たる卿は、其先んせられたるのみならず自筆にて答ふると能はず、他の代筆を受るの止を得ざるに至る、是に於て大に恥る所ありしかば、爾來熱心に手習を勵み、後には日課の用務、文書の往復、



其他嗜める和歌を短冊に揮灑する位のとほ支障なかりしなり、先人は舊藩中有數の善書家なれば、是も遺傳の發露したるものならんか、行書の如きは先人の書に似通ひたる所あり。讀書は十七八歳にて郷園にありしころ、余より小學内外篇と孝經を受け、及び京住の後には、聊か和歌に關する書を人に就き研窮したるのみにて、他は雜書を自習したるに過ぎざれば、新學問等に指を染めざりしを大に遺憾とし居たり

### 機敏の行爲

明治四年七月廢藩の後は何事も文明開化と唱へ、是まで口頭に上すを憚りし食牛のとも、今は公然飽食するを以て開化の魁と誇稱する者あるに至れり、一日親戚にて友人たりし佐々木覺太郎君、數斤の牛肉を携來り、覺太郎は近頃肉の調理法に熟達せり共に食せんと述べ、余の家は未だ解禁せざれば、先づ之を祖母君に伺ふ君頗る難色あり、然れども世の推移は如何とも爲し難く、君も再考せられて余の居室を限り、兩人にて煮焚きして食する事を許さる、此時佐々木君は得意滿面にて鍋に多量の胡麻油を入れ、之を火鉢に懸くれば、火は突然鍋中に燃移り、炎々として猛烈を加へ、室中一面火海に在る思ひを起し、兩人之を消止んと欲して大に狼狽せり、此時卿は他室に於て兩人の騒ぐを聞附け來り、此狀を見るや

直に引返して庖厨に至り、大根の葉一莖を持來りて鍋中に投ずれば、サシモ猖獗を逞くしつゝありし火もバツタリ消滅せり、是等は今の世より見れば小學生徒も熟知し居れりとの批評あらんが、此時代に於て特に突嗟の場合ひ此機敏の行爲を見たる兩人は覺えず謝言を發したり、時に卿の年十八とす

### 難病に罹り全癒を得たり

明治六年の十二月、卿は先人に伴はれ廣島を發し、翌年一月余の宇都宮營所在勤地に來れり、是より遂に郷に還らず、程なく東京に移り以て終身の住地となれり。歳二十三の頃より子宮に病を生じて困めり、既に明治十六七年の頃は兩回に、今の帝國東京醫科大學婦人科に入院して治療を受く、從來諸醫の診察には甚だ難症にして手術を施すの外は全癒を期し難しとせり、今や病院の所見も亦然り、然れども體質虛弱の爲め手術の後餘病起り、生命に危険あらんと躊躇の色ありしが、遂に斷行に決し、既に實施せんとするに當り、執刀主醫某氏俄に齒痛を起し偶然中止となる、其後再び手術は殞命の虞ありとし全然廢止となりて退院す、然るに曾て同院の助手醫たりし某氏は私宅醫院を開き専ら婦人科に従事せり、時に當院に一種の舶來機械を備へ、電氣治療を扱む、蓋し手術するには非ざるなり、是



に於て卿は此醫院に就き此療治を受け、其度毎に快氣を覺ゆ、卿の手記を見るに明治二十四年八月初旬より十月末日まで十八回の治術にて、多年困苦を重ねたる宿痼も殆んど解脱し、爾來日を経るに従ひ全癒を視るに至れり、卿は申すに及ばず一家の欣喜盡る所なかりき、主醫某氏は永く築地采女町に開業し居りしが、老年に及び今は其郷里諫早に歸住せるも、卿は終身謝恩の爲め存問は缺さざりしなり、然れども卿は元來蒲柳の質、一病去れば又一病來り、程なく他病に困みしが、攝養の宜しき爲め能く長壽を得たるの奇遇は、後に述べる所あらん。因にいふ卿の不治といはれし病名は子宮筋腫なりと後年之を聞けり

### 資性柔順中に柔能く剛を制し氣象も亦毅然たり

卿の資性は温順といはんよりは、柔順といふの當れるを覺ゆ、敢て人に抗せず、又敢て物に逆はず、一時は他に譲りて其反省を見んとするが如き、諺にいふ負て勝の道を蹈むものにて、乃ち柔能く剛を制するに適へり、口癖にも能くいへり、若し強盜が侵入せば沈黙して渠の意のまゝに取逃げせしむべし、渠もと慾心を充さんが爲なり、既に目的を達せば何ぞ漫りに人を害ふことを欲せんや」と。又明治二十五年の春、干渉ありて有名なりし衆議院の總選舉のとき、余は集會及び政社法違反の被告とし、東京地方裁判所豫審判事より兩三回

召喚せられて訊問を受く、遂に證據充分ならず免訴になりたれども、始め卿曰く、我が家三世の書類山積せり、今俄に之を仕分るは最も難事とす、萬一私宅搜索の厄運來るも之を其儘にして後を省ること莫れ、妾は見苦しき處置は執らざるべし」と、是等の時に於ては毅然たる氣象あり、唯柔媚の人にあらず

### 余辭官につき母君と卿との豫諾を受く

好む事に非ざれども、余の細微なる經歷を示すは、卿が永年の苦衷を泡沫に歸せざらんと欲してなり。余は明治五年四月郷關を出て東京に遊び、翌六年二月二十五日仕宦して陸軍將校の末班に加はれり、當時藩閥の弊風甚しく、之を目睹しては維新當初の五條御誓文も、廢藩置縣の趣旨も、徹底せざる所の感多く、明治十四年夏秋の交、北海道開拓使官有物拂下げ事件に至り、心愈、解せざること少からず、是より官を抛ち民間に入り、及ばずながら皇室無窮の尊榮を保ち、人民永遠の幸福を全うするは、憲法政治の外なきと信じ、之が完成に盡力し、傍ら郷里政治上の不振は常に憂ひをれば切々入郷して奮起せしめんと欲し、斷然同年十二月歩兵大尉を辭し、同二十二日願ひに依り免されたり。然れども當時官尊民卑の習慣尙去らず、母君と卿との意思如何あらんかと、辭官の前に於て先づ之を卿に謀る、



一〇  
卿曰く、良人今秋來頻りに國事に奔走せらる、既に國家の爲とあらば隱秘の要なし、貴意の遂行願ひたし、母君に於ては或は意外の感あるべきも、妾能く之を辨明しおかん」と、卿又曰く、唯案する所は歳の収入は全く絶ゆ、將來の取繼ぎ如何」と、余曰く、家に多くの資産なきも今日の姿を以て行くとし、尙三年は保つべく、善用すれば五年は支へらるべし」と、卿之を聞き大に喜び、笑ひながら極端の語を吐いていへり、ド、の詰りは女髪結をしても一家を支持せらるべし」と、是に於て一夜卿と俱に母君に事情を上陳すれば、母君之を否みたまはずして曰く、故夫正作様は嘉永慶應に於ける永年の間、國家の爲め盡瘁せられて漸く明治の曙光を拜せらる、將來に於ても國家の爲とあらば同意を表す、汝の意の如く官を辭せられよ、唯願くは他日の榮進を待つ」と、嗚呼之を拜承し寔に感激措く所を知らずして此處を去り、兩人直に佛壇に燈火を點し線香を焚て先人の靈に奉告したるは、時に卿の年二十有八とせり

### 余の政治運動に援助

嗚々余の經歷を述るやうなれど、今一事を加へん、國會初度の開期は近つけり、余は明治二十一年の秋より長く年を超えて郷里に滞在し、政黨團結の鞏固を謀れり、然れども余の不

能無力、總て意と違ひ、縣下の政治振はざれば、余は慨歎に堪へず、急に歸京せんと爲せり。此とき佐伯郡草津に醫を開業せる小川清介君は之を傳聞し來り曰く、憲法の發布目前にあり、選舉區域不明なりと雖も、廣島區同志諸氏は藤田高之君を以て代議士の候補者に立ると殆んど確定す是當然なり、然れども君多年縣下政治上に於て大に奔走せられ、失費も亦少からずと察す、我草津にては河面道三郎氏等と共に君を佐伯郡の候補者とし代議士に推んとす、願くは憲法の發布まで止まれよ」と、懇談至らざる所なし、余は其情誼に感じ引續き滯廣せり、是余が他日廣島縣第二區に於て候補に立ちたる濫觴とす、而して余が不徳自から揣らず、殊に平素は京住にして縁故薄き區域に輸入候補者たることなれば、二回の選舉に意を遂げず、況んや永く浪人生活にして金融の道杜絶するに於てをや、故に此前後に於ける卿の苦心慘憺は紙筆に盡し難し、明治二十六年十二月、第五回帝國議會は解散し、翌年三月一日總選舉となる、余は今回の選舉を休まんとせしに、政友の首藤陸三君來り大に余の奮進を熱望せらる、是に於て余は再び起て選舉の境に入らんと欲す、母君は首藤君の談話に感せられ、窃に卿と謀て他より金壹百圓を借り來り、之を余に賜りて曰く、頃日首藤君の言を聞き内輪に於ても棄置べき事ならざれば、清子と申し合せ之を借來れり、以て旅費に充られよ」と、余は感泣之を拜戴し尙他に聊か融通を得て氣強くも小金を懐にして



選舉區に入り、相應に奮闘したれども今回も亦敗北となれり、而して此際卿の逸話として  
存したる一二を左に記載せん

余は競争中、一日卿の書留通信に接せり、蓋し爲換金の送附にて案外多額なり、書中にい  
ふ此金の出處明白なれども委細御歸京のうへ申し上べしとあり、歸宅後之を聞けば、其  
一は、卿は本郷に住せる老先輩を訪ひ運動費援助を依頼せり、先輩曰く、此事既に二三氏  
と申し合ひ芝の某氏不日何とか爲べしと、卿は之を謝し芝に某氏を訪へば、某氏不満の  
體にて曰く、先輩との談は斯く熟したるに非ずと、甚だ要領を得ざりければ、卿は先輩を  
再訪し、事の齟齬を詰れり、先輩稍、困色ありしも卿の再依頼に遭遇し、他同志の士と謀り  
醸金を爲して交附せらる。他の一は、卿未だ質物を置く方法を知らざれば、自分所有の  
衣服及び頭部の裝飾物等を悉皆車に載せ、赤坂の知人某の許に詣り、之が周旋を頼む、某  
は俠氣ある人なり、直に近傍の金貸老婆が家に同行し、卽座に典物として貸金を得せし  
めたれば、之を合せて送附せりといふ、卿且曰く、誠に相濟ぬ事なれども、良人の御衣類多  
少差入たり、只母君の御所有は半襟一掛けも加へざれば御安心あるべしと、余は此斷行  
に於けるや謝意の外何の異議あらん、只老婆の高利貸たるを聞き、他に金融して受戻し  
の爲め其家に至れり、老婆曰く、先日奥様に御融通せしとき傳承すれば、元御武家様のよ

し、其雄々しきと我々ども考へ及ぶ所に非ず感心せり、之が爲め御貸金も出來得る限り  
多額とせしが、今日利息の計算も成丈け輕減すべしと、是卿の精神能く此老婆にも浸潤  
したる爲ならんか

○昨大正十五年の春の事なりき、其頃發刊の雑誌(キングと記憶す)に卿が若きとき歌を  
詠み余の郷里選舉場裏に送りたる記事ありと傳へたる人あり、卿は他より此雑誌を借  
來り、一覽するに前項選舉のとき、余の難戰苦闘も遂に敗北に歸せし報を得たる卿は、余  
の情を慰安の爲め

花はよし見ぬとて何かおしからん今年はかりの春にしあらねはとこの歌を詠みて出  
先きに送りたる記事にして、是は當時讀賣新聞に出たるを偶然にも保存者あり、三十餘  
年の後再び世に披露せられたるならん、時に卿は尙左記の一首をも同送せり

故郷の花は荅のかたければひらきし後そなく薫らん  
此年六月第六回臨時帝國議會は又解散となり、九月一日總選舉行はる、時に余は衆議院議  
員に當選せり、卿特に欣悅し小川清介君に左の自詠を贈り、多年の懇情を謝したりき  
をた卷のくり返してはうれしといふより外に言の葉もなし



### 再び難病の全癒を得たり

一四

舊病既に全治せり、然るに新に坐骨神經痛に罹り絶えず其疼痛に苦悶せり、主治醫某氏は醫藥の全治し難きを以て、温泉湯治を試みられては如何ん、伊豆伊東あたりが佳良なるべしと注意せり、卿喜びて之に従ひ、明治三十九年一月十日家を發し熱海を経て同十四日伊東猪戸の旅館に投宿し、滯留入浴すると四十三日、此間概して湯治適應せしに依り二月二十五日同地を去り、横濱女婿の家に一宿し翌二十六日家に歸る、爾來困みし病も湯治效を奏し、歩行の自由も舊時に復して全治再度の歡を見るに至れり、人皆卿の屢、難病に罹り又能く癒るの不可思議を抱かざるはなし、時に卿は年五十三

### 母君の長病に全力を盡せり

意外にも卿は再度難病を排除し健康に復したるとき、想ひ測らざること出きたれり、母君は骨格強固にして平素病氣なく、老て益、健康を加へ給ひ、眞の親子なれども卿とは全く其體質を異にせしが、齡古稀を超えさせらるゝ三四歳の頃より子宮癌に苦しみ給ひ、繼で三四年間は専ら病床に在り惱せらる、然るに卿幸ひにも宿病を拂ひし時なれば、看護のと

一身に引受け、起臥便通の時なども晝夜怠りなく盡さざるはなし、素より親戚知人の斷えず來援あるも、特に又幸ひにも召遣ひの婦女は實意卿を助け、粉骨碎身汚物の處分等に至り遺策なく勞働しければ、主治醫某氏曰く、自宅患者の是等病室に入れば一種の臭氣忽ち鼻を撲ち來るとありと雖も、當家は然らず清潔行届けり、眞に感服せり」と、而して此舉動を見聞したる友人の佐藤正君は、富貴の家には父母病ひあり、醫治看護備らざるはなく物質遺す所なきも、其子女たる者多くは傍坐し唯人を使役して口のみ看護なり、然るに今や令室は然らず、事に缺乏あらんも心は手足と共に眞情相顯はれり」と賞讃し、同く友人の堀正緝君は卿に向ひ用務は遠慮なく申し述べられよ」と吐露したるが如きは、皆卿の徳といふの外なく、且母君七十八歳にて易簀の日まで卿は病痾發せず、孝道を盡し得たるは實に天佑をいふべきなり

### 夫妻結婚後五十年に及ぶ

大正七年、余輩夫妻は結婚後五十年の吉辰を迎へたり、是泰西の謂はゆる金婚式年なり、余は年初述懐の蕪詩に

世機忘却百無聞。憐此孟光甘布裙。五十星霜存一福。看山倦後又看雲。と賦せり、只



余は山を看。雲を看る迄にて事は足れども、卿が五十年間布裙を甘んずるに至りては言辭の形容すべきことなく氣の毒といふの外なかりしが、爰に虞らざる譽れありともいふべき事に逢へり、六月の中旬なるべし、佐藤正、尼子四郎兩君は弊家に枉車せられ、同郷の同志諸氏百二名は發起人となり、本月二十九日午後三時より九段坂上偕行社に於て、君御夫妻を招迎して金婚祝節の宴を開き、多年郷里育英の事業、又は公益に鞅掌せられたる勞に報いんと欲し、兩人は發起人總代として訪問したるなり、願くは衆意に應せられよと傳へらる、余輩夫妻は事の過分に恐縮したれども、折角の芳情に依り諸君の命ずる所に従ひ、當日席末に出れば百十有九君に迎へられ、式場殿そかに佐藤君開會の辭に始まり、次で兩三君の顯彰演説あり、多大なる金品の惠贈あり、庭前に於て會衆の撮影あり、種々の餘興もあり、酒食甚だ豊饒なる盛宴を開かれ、懇待實に至らざる所なし、時に此舉を贊助して、前陳金品の贈付各位は、舊主坤山淺公御父子を始めまつり四百九十八君に及びたり、嗚呼夫妻の者一世の本懐譬ふるに物なく、感極りて言ふ所を知らざるに至る、卿が宴席に於て歡謝の餘り誦せし歌に

我ためのけふのうたけのうれしさをいひ盡すべきことの葉もなし

### 媿は眞の子なるべしとの評

大正大震災の際は家々の婦人能く門外に出入し、爲に近隣の婦人たち面會せしこと少からず、卿も子婦も是等婦人達に會すると自から頻繁なりしが、他より卿等二人の隔てなく親睦の狀を觀て、是は娶にてはあるまじ眞の母子ならんとの評ありといふ、素より子婦の心掛け宜しきは申す迄もなきとなれども、卿が常に物を内場にせしも其因ならん、子婦の病革りし急報の病院より來るや、卿は病床にありしが、忽ち起坐し哭して曰く、嗚呼良娶を失ひたり、爾來如何にして此家を治むべきやと遂に慟するに至れり、然れども年少の女孫あり、之が爲め今少し渠の生長を見んと、是より意外にも元氣を復し、家事の指圖も取居りしが、落膽の意は自から顯はれ、素人眼の愚痴より述べれば、此不幸は死因を早めたるに非ざるかと想はしむ

### 一女兒を失ひ他の女男を養ふ

卿は明治三年十二月四日女兒を分娩し通と名つく、同五年六月十日病没す、爾來遂に子なし、卿は永く恨みとせり、然れども余の阿兄山下豊穂君の女男二人を養い子と爲してより



孫も曾孫も多く生出し、慈愛の情至らざる所なく、されば不起臥床の側には、子たり孫たるもの連日連夜相集ひ、其他女壻孫壻までも悉く來りて介抱し、臨終の際におかあ様おばあ様と歎歎の聲起りての誠情は、豈養の實のこの分界あらんや、之を觀る余は悲中にも心嬉しく、卿も亦瞑目せしならん

### 昏睡中正五位と呼ぶ

卿は生來の多病に比較して能く長生を保ちたるは、蓋し平素の攝生注意人なみに超えたるに因れり、晩年は動脈硬化症に罹り時々種々の病を發し、遂に萎縮腎となり病毒頭部に及びたれば、醫治は前後遺憾なく施行したるも、昏睡状態に陥ると兩三日にして前記の年月日及び年齢にて没せり、三月十三日下谷々中齋場にて葬儀を行ひ、同夜火葬に付し、翌十四日朝谷中共葬地先塋の側に瘞む。昏睡の初め多少譫語を吐けり、余と直子とを呼び、其外正五位と呼びては破顔せり、何の故に正五位と呼ぶか、恐れ多き事ながら十八九年前より、舊藝藩士の國家に盡したる功に依り、贈位の特典に浴したる者多し、當時より先人も其一人として評論ありし様に窃に耳聞し居れり、故に卿は毎々曰く、萬々一父上にして御贈位の恩命を蒙り給はゞ、いか計りか有りがたきことならんか、世に思ひ残すとは唯この一

のみと、是夢中に言はしりし所ならん

### 本編を梅月遺影と題せし起因

卿の没せしとき家の例に依り、法名を檀越なる築地本願寺に依頼せり、乃ち梅月院釋貞淑清馨大姉と付せらる、卿既に通稱を自から清の字に改めたり、今や清馨の頭に梅月の二字を冠したるは寔に相應しく、卿をして見聞せしめなば必ずや歡喜する所ならん、余も亦適意なれば此編纂を梅月遺影と題せし所以なり

### 終 結

終りに臨み一言しおかん、卿をして獨歩世間に出しめなば、人も看認る事蹟を立てき素質を有しながら、今は平凡に身を終へたるもの其因なくんばあらず、蓋し卿には大に進むべき路に二個の障礙ありたり。其一は先天的ともいふべきか、謂はゆる女大學主義が遺存し専ら修身齊家に意を注ぎ、事の乃夫以上に手柄立るとは尤も慎む風あり、然れば當世名女流の或點に於て言行一致せざるも、強ても敢行するが如き傾きあるは甚だ嫌忌する所なり。其一は余をして誤て世に成立の身とならしめば、縦令ひ卿は謙遜自から居るも、圍



繞者の爲め知らず識らずの間に、其智能を發揚せしならんも、乃夫の處世に拙なるや力たらずして事多くは逆境に甘んじたれば、卿は其補缺に維勉むるを本分としたるの致す所にあたりたり、之を要するに卿は武士の家に生れ、武士の精神を存續して、此開明の世に動止たしるに過ぎず、然りと雖も一世を清潔純良に終りたるは、自からいへる世に恨なき者と  
いふべき哉

## 追 加

### 綿密と過敏等の性行又は召遣の者に寛裕

卿は生れ付き甚だ綿密にてもありき、又過敏にてもありき、大正大震災の後は小型の「バスケット」へ蠟燭。マツチ。眼鏡。手拭。手帳。鉛筆。紙。封筒。鋏。錐。針。絲。藥種。脱脂綿。繃帶。石鹼。齒磨粉楊枝。葉書郵券。風呂敷等の有らゆる應急品物を詰込め、毎夜臥蓐の枕元に備へおきたると臨終の時まで繼續せり。而して形式に關する癖も亦ありき、喩へば朝食前の茶は乃夫第一に飲ざれば他に許さず、其止を得ざる事あるを見れば別に小碗に少しく分ちおき他に許すが如き。乃夫の外出に臨み衣服に少許の破綻あ

り又は足袋に少許の汚れあるを見れば、自己の恥辱とし更衣穿かへを求むるが如き類なり。是等は渾て形式と見るべきもの、廢しては如何と注意すれば、反つて不滿にて是は妾幼年よりの習慣なれば、他に害なき以上は何卒黙許し給はれとて、是も臨終の時まで繼續せり。而して又卿は手先き器用の方なりき、手を拱き休め居るは嫌ひの方なりき、故に糊に竹篋、釘に鍍鍍の類は常に坐右小箱の中を離れざりき、他人より書籍雜誌等を借り前より既に破綻のあるものは能く修理を加へて返納せりき。然れば何等の事にも嚴重なる歎といふに然るに非ず、召遣ひ婦女等には物柔らかに接し、婦女は其扱ひの寛裕を悦び大抵四五年以上勤續し、今は他家に縁付きし後までも子來して其終焉の前後は殊に親切を盡せし者數名ありき

### 瘦世帯の經營に格別濫褻を下さず人事を終へたり

卿は大正十年までは瘦世帯の經濟を主裁し居たりき、庖厨の事に於ける日々の食饌は乃夫を厚くし、自己をば時にとりては召遣ひの者よりも薄くする風あるを見受けり、余は常にいへり、余は飲食の人に非ず、舉家一同平均を得てこそ共樂の佳域といふべけれ、是等は人情を曲げぬやう行はれよと注意せしとあり、然れども卿は此習慣を毫角破り難き色あ



りき、同十一年よりは地方に勤務ありし丙吉等の家に歸住せるを以て欣喜するに限りなく是より家計の事は擧て同人夫妻に譲渡して退休したり、永年の間心苦しき經營に格別檻褸も出さず、人事を終へたるを追懷すれば、眞に感謝に堪へず

### 敬神禮佛

敬神禮佛には深く意を用ゐ、年々祖先の年忌又は渾て祭祀の事は自分の責任とし、調査のと迄も能く先人の遺志を稟けて終身些少の怠慢を見ず

### 言語應對に自重あり品位ありたる話

少しく談話の様なれども、今は三四十年前の一小笑話なれば、卿の人となりの評を存せんが爲め、遺さずして記しおかん、余一日芝の紅葉館に於ける集會に赴けり、同志の友五六の諸君は既に環坐し居れり、或る某君は余の坐するを觀るや、席に周旋しをる館の女中に向ひ、ソレ旦那が來れりと述べれば一坐大に哄笑せり、尤も懇意にせる某君いへるには、只今此處にて諸友の令室評ありしが、此婦女の顔容恰好が君の令室に能く相似たりとの評ありし所なり、然しながら君の令室は君には過ぎをれり、言語應對の何となく自重あり品位

ある處、孰れの家の令室も悉く然るを得ずと、是或は一時の徒評なるか、否々決して然らず、同某君は後にも此語を以て述べられたることあれば、其眞面目の評たることを知るべし

### 終身の嗜好は和歌を第一とす

卿は老年に及び草木を弄り盆栽を製るを嗜み、毛絲を以て種々の編ものを好みたれども、終身を徹して興味を抱きしものは和歌を第一としたれば、絶えず諷咏に心思を凝したるも、俗事に忙殺せられ爲に十分の研窮を遂げ得ざりしは恨事の一とせり、然れども其遺稿を清書せしもの大約尙七百首存するを以て、此うち二百首許りを選抜して梅月遺稿と名付け本冊子に附載せり、卿は千首に充さんとして勉めをるとの話せしとありたれども、晩年の三四年は何の故か考案に上らず一首も纏まらずと卿自身に於て長嘆し居たる所なりしが、此頃よりして神氣多少衰へ居たるものと今に至り察せられぬ、此外に四五の和文又は紀行文の草稿あれども俄に整理し難ければ、他日校正して永く家に納めおかんとす。因にいふ此冊子へ掲げ残りとなりたる多數の和歌は尙時期を得て印刷に附する所あらんとす

贅言なれども棄ずして附記しおかん、卿は好機あらば各地の名勝古跡に閑遊せんとの



志願あり、初めは境遇の爲め、後には多少餘裕あるも病氣の爲め満足に遂行し得ざりき、然れども東海道は未だ汽車なき時代に通行せしとあれば、近方の名區に容易に立寄り。余が官事赴任せし宇都宮佐倉など十里以内の地にありし神社佛閣へは大抵參詣し。日本三景は嚴島は幼時より幾回も出入せし熟地。松島橋立は或は孫の顔見たさに新舞鶴行の序を借り。或は仙臺親戚を訪問の便宜を得て漫遊し。熱海伊東は湯治淹留の傍に思はず探勝す。其外俗事用務を以て豊橋尾の一の宮にも飛脚同様の旅行せしとあり。只永年の間に於て郷里廣島に入りたるは僅に三回にて内一回は余の選舉手傳ひなれば稍遺憾なるが如きも、他の二回は滞在日數も多く、往復途次には京攝神戸播州巡りに快遊し又は瀬戸内海舟行に好景を賞翫せしと兩三回、時に西のかた岩國に歌友なる某未亡人を尋ねたるの日、錦帯橋を通觀し。帝都近傍も鎌倉を中央に右は繪島、左は葉山。中山千葉等の各地をも踏破せり。曾ては横濱と神戸間の渺茫たる大海に汽船の快走も試み居れば、素より十分ならざるも、絶対に旅情を解せざる者にあらず

梅月遺影終

梅月遺稿

(本著附録)

明治九さいふ年の一月末の八日宵より雪のいたくふりけるまたの日のあした

新年祝言

隅田川の花を見てよめる

雲雀消霞

氷初解

夜梅

この道につき父君のおつく

出で導き玉ひし事をおもひ

父君の世を去り給ひし年の

秋下總なる成田山に詣てよ

時雨

山霞

夜梅

初花

梅月遺稿

さむからむふりつむ雪をふみわけてちから車をひく人の身は  
 あら玉の年たつけふののどけさに都もひなもにきはひにけり  
 おもひきやこ國人どうちつれて都のはなをともに見むとは  
 あかりゆくひはりやたかくなりぬらん霞に消て聲のみそする  
 往きかよふ人もたえけり諏訪海の氷のはしの解けそめしより  
 おほろ夜に雪やつもるとみゆるまでさかりに成ぬ園の梅か枝  
 たとりてもなほわけ入らんなきおやの教をうけし言の葉の道  
 たらち禰に語むものと思ひ出て見るもの毎にこゝろとむる  
 晴にしとおもふまもなく山の端の雲の返しにまたも時雨るゝ  
 山のはを出る日影もくもるかごみゆるはかりに立霞哉  
 小夜ふけて霞や深くなりぬらん今宵は殊に匂ふ梅か香  
 まちくし庭の櫻もきのふけふかそふるはかり咲そめにけり



櫻 新 郭 五 寄 野 餘 春 曉 待 夏 夏 夕 暮  
 樹 公 雨 祝 梅 寒 雁 花 月 草 立 山 雨

春はたゝ人のこゝろもおしなへて聞くも語るも櫻なりけり  
 色かへぬ松のときはもわかぬまでおなしみに茂る夏山  
 かくはかり待夜かさねてほとゝきす只一聲をなに惜むらむ  
 谷川のひゞきも高くなりけり日數ふりにし五月雨のころ  
 大君の恵みにもれぬ御代なれはいつれの道も開けてそゆく  
 匂ひくる風をしるへに尋ねつゝ梅咲野へにけふも來にけり  
 春風に解けし氷もさへかへる夜半の嵐にまた結ふらん  
 山の端をはなれし影もほのゝと霞に匂ふ春の夜の月  
 春の夜の明るもまたて古郷になに急らん天津かりかね  
 春かすみたちをめしより山の端の花はいかにと待ぬ日もなし  
 端居してうちみるほども中空の雲間に明るみしか夜の月  
 はらふなよ茂りあひたる夏草に一もとまする姫百合の花  
 降りくるも晴るも早き夕立にしはしやすらふ檜の下かけ  
 遠方にかさなる峰と見し雲のくつれてもふる夕たちの雨  
 かねの音は麓にくれて山人の歸るさいそく夕くれのあめ

曉 霧 紅 葉 雪 中 旅 禁 中 梅 閑 庭 苔 夕 歸 雁 柳 色 知 春 松 下 泉 夕 擣 衣

軒端まで猶たちこむる秋霧にあくる夜おそき山住のいほ  
 初時雨ふりそめしよりくれなるのやしほの錦山を染けり  
 旅ころもはるゝきぬるあつま路に日數も積る雪の中道  
 君をまつ心を花やしりぬらんよそにおくれし庭の春風  
 色も香も春をかさねて九重の雲井の梅や咲まさるらん  
 年ふれとこひくる人の跡もなく庭はひとへに苔をしける  
 朝なゆふなあかてそめつる我宿の軒端の梅の色もかをりも  
 この木のみ雪やのこるとおもふまで咲そろひたる梅の一本  
 大そらは霞こめたる夕暮に道もまどはてかへるかりかね  
 たひ人はやとりもとむる夕暮にとまらて歸るかりの一行  
 幾つらも友よひ連てゆくかりのこゑさへ霞む春の夕くれ  
 棹姫の霞の衣春きぬとまつ染出す青柳のいと  
 逢と見てかたみにかはす言の葉もなみたに覺る夢のくやしき  
 たちよりてむすふ清水の涼しさに家路忘るゝ松の下かけ  
 夕くれはいつこともなく淋しきに衣うつなり玉川のさと



海邊霞 雪中眺望 寒草 冬聲 霞中鶯 閑居鶯 谷殘花 旅更衣 松竹契週年 夕春風

海士人のつりするふねもわかぬまで霞こめたる春の海原  
 消ぬかうへにまた降積みて野も山もみゆるかきりは雪の白妙  
 旅人のゆきゝの岡も冬かれてまねく尾花の袖ものこらす  
 谷川のなかれの音のきこゆるはまた氷も結はさるらん  
 野も山も長閑に霞む春の日にさそはれ出てうくひすの鳴  
 世のうさをさけて静にすむ身にも春はまたる鶯のこゑ  
 咲残る物とは見えす谷かけに今を盛りの八重櫻はな  
 おもはずも日數かさねて旅ころもけさぬきかふる夏は來にけり  
 ふるさとの花はつほみのかたければひらきし後そなかく薫らん  
 花はよし見ぬとて何かをしからん今年はかりの春にしあらねは  
 をた卷のくり返してはうれしといふより外にここの葉もなし  
 年毎に海路ひらけて君か代はいてる船のにきはしきかな  
 梅もさき霞もたちてのとけきになど鶯の來鳴さるらん  
 もろともに千代をくらへて松竹はうれしきふしを猶重ぬらん  
 あすもまた花にくらさむ嵐山あらくな吹きそ春の夕かせ

此年九月又總選舉あり此た  
 ひは當選し給ひうれしこの  
 あまり

待花 海路 落夏 首花 雨中公 郭公 夕時鳥 早苗 龜苗 瞿麥 夕顔 蚊遣火

朝なゆふな花のたよりを待ほごにかゝるもうれし峰のしら雲  
 さして行みなとやいつこ眞帆かた帆八重の汐路をかよふ百船  
 時ならぬ雪とみたれて春風のふくかたにちる山さくらかな  
 吉野山きのふの花のいろかへて若葉の風に夏は來にけり  
 淺からぬ君かこゝろの嬉しさにくり返し見る水くきの跡  
 日數ふる五月の雨のつれづれをおとつれてゆく山ほととぎす  
 聞けはまた今一こゑとおもふまに遠くも過ぬ山時鳥  
 鳥はみな寐くらに歸るたそかれに鳴てそいつるやま杜鵑  
 夕くれになにいそくらん郭公たゝ一聲をそらにのこして  
 植わたす小田の早苗のつゆけきや年ある秋のしるしなるらん  
 萬代のよはひをおのか物そとやこゝろゆたかに龜のあそへる  
 くもりなき池のかゝみに見る物は住て久しき龜にそありける  
 雨露に花のいろ香もかはらぬは我しき島のやまと那てしこ  
 あればてし伏屋の垣根夕かほの花さくころはゆかしかりけり  
 もしほやく鹽屋の煙それならてみる目いふせき海士の蚊遣火

梅月遺稿



樹陰納涼  
庭萩  
殘暑  
野露  
秋朝  
山家水  
三谷ぬし京都に移られけるを送りて  
擣衣  
旅中雨  
小鷹狩  
山家秋興  
名所山  
鯉

葉さくらの木の下かけに立よれば花にいとひし風を涼しき  
 咲しよりうつらふまての花の色を露なからみる庭の秋萩  
 秋くれは涼しきものとおもふより残る暑のたへかたき哉  
 秋の野の千草の花におく露は錦のうへの玉とこそ見れ  
 朝かほはいろをあまたに咲かへつ秋はあしたをたのしかりける  
 たへかたき夏のあつさは残れども朝な／＼の風を涼しき  
 ちりもなく流るゝ水を友としてこゝろをすます谷かけのいほ  
 浅からぬ君かなさけは那か／＼にけふの別れのつらさとそなる  
 秋かせも寒く鳴子の音たえて里の擣衣の敷を聞ゆる  
 覺よとてうつにはあらぬさと人のきぬたの聲に夢もむすはず  
 尋ねくる友しなれば旅やかた軒の糸水なかくらしぬ  
 野に山に小たか／＼りする益良男はみちかき秋の日をうらむらん  
 やまふかく住かひもあり都人しらぬ木の實を我ものにして  
 足曳の山とひとへは誰人もまつふしの根を先にこたへむ  
 水清き池のみきはにひれふりてこゝろゆたかに遊ぶ鯉哉

庭竹  
暮秋虫  
水邊紅葉  
車冬  
初上時雨  
橋上時雨  
殘菊  
湖寒草  
野寒草  
田家霜  
瀧  
馬  
寄山祝  
三谷ぬしの内室におくる

いろかへす直きすかたをならはむとつし植けり庭の吳竹  
 秋もはや末野の千くさうらかれてたえ／＼残る夜半の虫の音  
 薄くこくぬるてもみち染出て錦を洗ふ庭の池みつ  
 苦しきといひし箱根もまかね路を走る車にいつか過ぬる  
 きのふまで紅葉かりせし山の端の梢さひしく冬は來にけり  
 里の子か袖をかさしてさわくなりやとる方なき橋の時雨に  
 草も木もうつろひはてし庭の面にひこり残りて匂ふ白菊  
 朝夕に潮のみちひのなき海は出入船も時をさためす  
 今ははやとふ人なきをかこつらん野守か庵は霜の八重ふき  
 いたつらに残るそほつに霜さえてふせやの門田冬そさひしき  
 名におへる音羽のたきの白糸はくり返しても人や見るらん  
 武士の乗るあら馬はうつ筒のたまの雨をもいとほてそゆく  
 ましら鳴くをくらき山のおくまでも御代の光りに人を通へる  
 妹脊山なかを流るゝ吉野川にこらて澄よ千代をかさねて  
 西ひかし都の空はかはることも我はかはらし君な忘れそ



鳥野山蟹松燕暮畫田寄夏群苔夏雨  
 雲春月雀藤春煙祝山山鳥麥  
 間春月雀藤春煙祝山山鳥麥

夕されはおのか寐くらにうちむれて歸るからすの聲のさひしさ  
 うら／＼霞める春そのとかなる野へにひはりの聲はかりして  
 このまゝに歸るはをしよしの山花よりいつる月を見るかな  
 流れくる水もぬるみて春の日は岩間に蟹のむれ遊ふなり  
 かけたかき軒端の松に末なかくかゝりて咲ける藤波のはな  
 つはくらめ翅ならへてとくこよこ古巢のちりをはらひてそ待  
 花はみなうつろひはてゝ今はたゝ霞はかりに残る春哉  
 鳥に聲花に匂ひをうつしなはたれか繪かける物と見るへき  
 伏せ庵のかまどの煙にきはふは豊けき御代のしるし成らん  
 君か代は千束の橋のつかのまもゆきかふ人のたゆるまをなき  
 よし野山きのふの花のあともなく若葉をわたる風を涼き  
 世を捨し住家なるらんむす苔に人の通ひしあとも残らす  
 箱根山登れとも猶山みえてやま又山につゝくふしの嶺  
 春にきし軒のつはめの巢のうちにひなを育るころとなりぬる  
 ちりをたにするしと植し撫子になと心なく雨のふるらん

鐘行路夏草  
 山家夏月  
 杉家夏月  
 夕中松風雲  
 羈中松風雲  
 樹陰納涼涼風雲  
 月前納涼涼風雲  
 夏前納涼涼風雲  
 樵陰納涼涼風雲  
 樹陰納涼涼風雲  
 蚯陰納涼涼風雲  
 岡陰納涼涼風雲  
 玉陰納涼涼風雲

つく／＼と物かなしきは行かれて野路にきこゆる入相のかね  
 爪木こる柚山人はいそくらんふもとにひ／＼入相のかね  
 茂りゆく夏の草葉に道とちてゆきかひなれし人もまよはむ  
 我庵は軒端の山の高ければなかむる程も短夜の月  
 たちならふ木々の梢の中になゝ直きを見る杉のひとごと  
 月見むとはし居して待夕くれはこゝろにかゝる山の端の雲  
 日にそへて遠さかりゆく故郷の夢おそろかす峰の松風  
 たちならふ木々の下かけ涼さに馬も車もいこひてそゆく  
 ともし火もいつかそむけて影きよき軒端の月に向ふ涼しさ  
 くらかねもとけむはかりの夏の日もあしたの風は涼しかりけり  
 思ひやるほごにもなきか身のたけに餘る眞柴をはこふ山人  
 すゝしくも清水なかるゝ松のかけ夏とはたれも思はさるらん  
 露ふかき夏野の原をわけ行は何をみゝすのおそろかすらん  
 秋はまた今來の岡の糸薄みちかき袖に露をむすへる  
 かさりおく玉の光は朝な夕なめなれても猶うるはしきかな



十一月七月初孫美代子の出生を祝して

秋の野は千くさの花のひもときて結びとめたる露の白玉

あしたつに乗てかよひし山人の心はいかにたのしかりけん

誰をかも松浦のうらの夕なきにおほつかなくも出るうかれ女

小魚とるあまのこまやはひくあみの目よりもほそきいとなみにして

木々はみな梢をはらふ中にたゞ冬かれしらぬ峯の椎柴

浮雲を吹はらひにし風のあとの長閑きそらを心ともかな

枝たかく茂らむ千代の色はまつ姫小松にもあらはれにけり

夜もすからかゝやく軒の燈火に都大路は闇としもなし

薄衣かさねぬ人も有ものをあつき衾にぬるそ嬉しき

静なる年のくれには市人のうりかふ聲の賑はしきかな

風吹けと水きはの落葉うこかぬは氷そめけん庭の池水

年毎に茂る水きはの松か枝は池の底にもかけを見せけり

人とはぬ里の伏屋も新玉の年の始はにきはしきかな

春霞わけつゝあかる雲雀より高くなりゆく紙鳶哉

空高くあなたこ那たにいかのほり登る春日は長閑かりけり

起いてゝまた巻上ぬ玉たれのをすに匂へる軒の梅か香

里人のたつる煙にまかふ哉水上遠くもゆる柳は

春といへどまたさえかへる朝風にもえんともせぬ野への若草

春風に庭の池水ぬるみけんひれふる魚の數をみえける

玉はこの道をいそげと咲き匂ふ花にしはしとこむる小車

春の日にこゝろひかれて小車のめくるまに／＼花を見る哉

里人は我おくれしとふる雨にぬれつゝいそく小田の苗代

穂にいてむ秋をたのみて春雨のゆたけく水におろす苗代

花ゆゑにとひ來し人もけふよりは梢も茂る山かけのいほ

秋風のおとつれしより水莖の岡の荳かやみたれそめけり

花もみち月の夕も皆人のたつさへ行はひさこなりけり

秋の最中はけふなりと それとは誰につけすとも

ひかりまはゆき月影に なかめぬ人はなかりけり

往かひのたやすき御代の旅路とはしれと別れの惜まるゝ哉

こと木には吹とも見えぬ春風にひまなくなひく青柳の絲

梅月遺稿

二

梅香入簾

水郷柳

餘寒風

春水

車上觀花

雨中苗代

山家初夏

岡荳萱

ひさこ

十五夜

柳風靜

秀子の君仙臺におもむかるゝか送りて

梅月遺稿

二



述 懷 籍

ひと日たに忘るゝひまはあらねとも猶わけわふる敷島の道  
唐やまごその國々の古こともしらるゝ物は文にそありける  
紙といふ物なかりせは水莖のうるはしきあを何に殘さむ

紙 新 年 梅

新玉の年たつけふの長閑さに春をもまたて梅を咲ける  
連らなれる枝とむつみてゆく末は千尋に茂れ今年生の竹  
梅の花つくしのはてに散ぬれをかをりは千代のけふもかはらし

菅公千年祭に

百重山やすく越なん七十路の老の坂ちも杖をつかねは  
五十までもはゝそのもりの下草はめくみの露をうけぬ日そなき  
千とせやま何たざるへき妹と背のむつみゝて登りゆくには  
我宿に根さしかためて若竹の末の千尋を猶いのる哉

母君の古稀を祝し奉りて

おのれ五十ちの春を迎へて  
遠山元長ぬし其妻ヒサ子七十の賀に山といふ題にて歌よみてよま乞によりよめる  
養子を迎へしとき  
海 上 新 年  
宣戰詔勅下る  
既往を思へは

既往を思へは

かくすればよかりしものとこととはてゝ後にはしめて思ひける哉  
我大君もいかばかり  
東も西もみなみきた  
のこる國なき豊としを  
うれしと臣にのたまはん

明治三十六年全国豊年なりしとき

同三十八年二月インフルエ  
ンザにかゝりし時  
一月なかは驚の春の如くお  
とつれしを聞て

七十ちのはゝに見とりをうくる身はいたつきよりも苦しかりけり  
出るにも入るにも同し畔の道山より外に見るものそなき  
箱根山越えし昔のおもかけのしのはれにけり伊豆の山かこ  
重なれる山とやまとの間より煙たつなり人や住らむ  
ひな都高きいやしき家ことにかと松たてゝ年を迎へり  
歌まくら多くたつねて敷島の道に入るへき枝折とはせよ  
我家はとなりは遠く蚊はをらす土地高くして涼しかりけり

新 年 松

美 代 子

雪 中 松

新 年 雪

寒 月 照 梅 花

父君のいろく書さめ給ひし文を見て  
秋の初おのれ俄に大病おこりし時狂歌  
田原氏日光へ行かれし時  
十二月二日東海道汽車中にて  
二荒山峰の紅葉のいろく宮の錦と何れまさらん  
枝たわみをれむはかりに積雪をしのきて立てる松のけたかさ  
たらちねの水莖のあと見るたひにありし昔のなつかしきかな  
大君のみことかしこみあら玉の年の始に降れる白雪  
たへかたき寒さいとはて幾たひか月になかむる梅の初花  
ふもとよりいたゞきまでもなかめんと思ひし富士に雪をかゝれる  
野に山に河に海原いろくとかはるけしきの汽車はたのしき  
春よりも夏秋よりも冬はなほふしのすかたのいつにまされる



清子澄子さいふ字を句中に入れてよめる

八月十一日仙臺に行く途中

千町田に手のとゝかぬかおこたりかまた刈残る稻もありけり  
我國はいすゝの川の水清く澄てにこらし萬代世までも  
昔みしつく羽の峰はかはらねと我黒髪は白くなりけり  
あつき日も雪降冬のさむき日もたのしきものは汽車の旅哉

宇都宮驛にて

明治七年一月宇都宮にて父君のよませ給ひし 親を思ひ子をもしたひて宇都宮身も二つかな今朝の別れち この歌を思ひ出て

坤山公の墓給ひし双鶴集に

夫君の古稀を祝し奉りて

同時 乗合は六千萬の寶船

古稀の湊に我は着けり

味せられし狂歌に

中村氏夫妻朝鮮にゆくを送りて

八月六日直子出生を祝して

寄 國 祝

一月十四日直子父母に伴はれて廣島に行し留守の淋しさに

海 邊 松

別路を惜み給ひし其上のしのはれてけふ袖をぬれける  
千代八ちよ君かいもせにならばむとつはさならへて鶴もおりけり  
君こそは千代も經なまし七十路を稀のよはひと人はいへども  
追風に古稀のみなどを船出して千とせの浦に着んとすらん  
ふたりゆき三人になりて歸りませ我は五人君をむかへん  
我やとに生ふるもうれし姫小松枝をあまたに茂れ幾千代  
日の本の國の光にはらはれてかゝりし雲のあとも残らす  
今は笑今は眠か海山を遠くへたてし空あふきみる  
風なきて波もしつかにこゆるきの磯邊の松の枝もならさす

六月二十九日金婚祝賀會にて

晴 雪

學 校

公 園 郭 公

水 邊 卯 花

我ためのけふのうたけのうれしさをいひ盡すへき言の葉もなし  
白妙の雪より出る朝日かけくもりなき世のすかたなるらん  
野も山もたゝ白妙の雪のうへに出る日影のうるはしきかな  
宵の間に降つむ雪の今はれて昇る朝日の影のさやけき  
さまざまに學ひの道の廣まりてめしむも文をかく世こそなる  
更ゆけは日比谷は人のかけもなし千代田の空に鳴ほとゝきす  
わすれては波と見まかふ川そひに卯の花咲こかねてしれとも

梅月遺稿終







著書來歴

梅月遺影

全一冊

右は亡妻清子が七十有四年間の生涯を略記せしものにして固より遺存すべき程の價直あらざるべければ初めは此集中より除却せんと思ひたりしが曾て雑誌飽薇の執筆主任某氏より厚意の勸誘に應じ記事を寄贈して數回に紙上へ分載せられたとあり次で又一小冊子に約めて發刊し既に大方諸賢の優雅宏量を辱うしたる經過もあれば甚だ押し強きも其附録の梅月遺稿といへる和歌二百餘首をも添へ前版體裁のまゝを十著の中に加して再び清覽を希ふ所あらんと欲す

起草 昭和二年三月口不詳

稿了 同年四月八日

初度印刷 同三年八月二十三日

初度發行 同年同月三十日

ム州月書高

昭和五年八月十一日 印刷  
同年同月十五日 發行

正價 金參圓五拾錢

著作  
發行  
者兼

小 鷹 狩 元 凱

東京市牛込區南山伏町拾參番地

印刷  
者

鈴 木 熊 夫

東京市小石川區諏訪町五拾參番地

印刷  
所

鈴 山 堂 印 刷 所

東京市小石川區諏訪町五拾參番地

不 許  
復 製


發行所

東京市牛込區南山伏町拾參番地  
弘 洲 雨 屋

61  
3



61  
34





612  
34



